

1. 開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立

区分	項目 No.	重点 等項目	第2次美里町 行政改革大綱・記載項目	担当課 ／係 ／担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成25年度					平成26年度				平成27年度	平成28年度	委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Plan【計画】 主な取組	
1	◎		行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の確立 (住民目線に立った情報の公表)	総務課 /文書法令係 /広報広聴係 進捗管理者 小野 英樹 担当者 加藤 敏典 伊藤 博人	広報紙は月2回発行しています。情報の電子化を進める一方で、紙による情報を公開するために「行政情報コーナー」を本庁舎及び南郷庁舎2か所に設置しました。また、町のホームページをリニューアルし、使いやすさの改善に努めました。 今後は、行政情報コーナーの運用のルール化と町のホームページ掲載情報の充実を図る必要があります。	【目的・目標】 積極的に情報を公開するための掲載情報のルール化、情報の充実を図めます。 【指標】 町のホームページの年間の訪問者数 【基準値】 1 0 4、0 4 4 人	公開方法として、インターネットを活用した迅速な情報の発信と紙による行政情報コーナーの充実を図ります。 ・掲載情報のルール化 ・掲載情報の充実 ・町のホームページの見直し ・コミュニティ型のWebサイトであるソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等を活用した多様な情報発信方法の検討	・情報公開条例の全部改正 ・会議公開、行政情報コーナーのルール化の検討 ・公開している例規集システムについて、迅速に情報を公開するために、議会の都度、更新に努めました。 ・例規集システムは、更新に時間を要することから、改廃等の条例等を随時、町のホームページに掲載しました。 ・職員向けシステム操作研修を実施しました(17人参加)。 ・文書、広報、まちづくり担当者の打合会議の開催	○行政情報コーナーの充実に向けた取組 ・掲載基準の策定 ・運用を徹底するための仕組みづくり ・本庁舎の配置場所の改善 ○町のホームページの掲載情報の充実に向けた取組 ○町のホームページの掲載 ・行政委員会等のページ作成支援 ・スマートフォン閲覧の視認性及び操作性の向上 ・会議録公開ページの刷新 ・職員向けシステム操作研修の実施(13課19人参加) ・文書、広報、まちづくり担当者の打合会議の開催	行政情報コーナーの掲載情報のルール化できませんでした。 町のホームページ、行政情報コーナー等の掲載情報、掲載時期、期間等については、計画した取組ができませんでした。訪問者数についても、116,745人となり、前年度を上回っています。	情報更新が一部の課での取組とならないように、広報紙、町のホームページ、行政情報コーナー等の掲載情報、掲載時期、期間等についてルールを定める必要があります。	・行政情報コーナー等の運用基準の作成 ・【№29職員研修制度の確立と計画的な実行】及び【№24職員倫理規程及び行動規範の策定と公表】と関連した取組 ・職員向けシステム操作研修の実施 ・情報配信に向けて、SNS等による多様なメディアの活用検討	・行政情報コーナー等運用基準を作成し、職員に周知しました。 ・各種会議録の公開については、随時掲載しました。 ・町のホームページの行政委員会のページを作成し、掲載しました。 ・試験的に町の事業についてSNSを活用した情報発信を行いました。 ・情報の取扱、ホームページ作成研修については、業務の調整がつかず、実施できませんでしたが、これまでの研修受講職員を中心に個別に、新規ホームページ作成等の助言・指導を行いました。	・訪問者数は、3月13日現在、113,268人となりました。 ・計画した取組は、概ね実施できました。 ・行政情報コーナーは、総務課で掲載情報管理を徹底することで各課の掲載状況を確認しています。	・町のホームページの掲載情報の更新等の確認が必要です。 ・職員向けのシステム操作研修は継続した実施が必要です。	・町のホームページの掲載情報の更新管理に向けた取組 ・職員向けシステム操作研修の実施 ・SNSでの情報配信の試行的な実施	・職員向けシステム操作研修の実施 ・情報配信の充実	個人情報保護条例及び情報公開条例について職員の理解度を高めるために、毎年度、定期的な研修機会を設け、職員の知識向上を図り、通常の業務に生かされたい(【№29職員研修制度の確立と計画的な実行】と関連)。 現在、掲載情報の充実に取り組まれています。早期に、広報紙、町のホームページ、行政情報コーナー等の掲載情報、掲載時期、期間等についてルールを定め、運用が適切に行われているか確認する庁内の仕組みを確立する必要があります。 このことは、情報ツールとしての信頼性を高め、閲覧数の増加につながるばかりではなく、町のホームページは、広告媒体としての価値を高めることも期待されます(【№18その他広告収入等収入増施策】と関連)。	
			会議及び会議録の公開 (情報公開条例等法令の規定を遵守)	総務課 /文書法令係 進捗管理者 小野 英樹 担当者 森 陽祐	会議開催のお知らせ及び会議録等の公開を始めましたが、公開が遅れることもあり、運用のルール化を図る必要があります。	【目的・目標】 附属機関等の会議や会議録の公開を徹底します。 【指標】 附属機関等の会議録の公開を、会議終了後1か月以内に公表した割合 【基準値】 26、3% (平成24年度)	情報公開条例の全部改正、文書管理(作成・簿冊・保存)の徹底を図ります。	情報を公開する前提となる個人情報保護条例の新規制定、情報公開条例の全部改正を行うとともに、文書規程及び行政文書管理規則を見直しました。	・新たに附属機関等の会議の公開に関する規則の制定と運用の徹底 ・すべての条例等の洗い出し調査に併せて附属機関等の条例等の見直し検討	・附属機関等の会議運営について検討しましたが、制定までは行えませんでした。 ・条例の洗い出し調査に併せて、附属機関等の条例を見直し、整備しました。	計画どおりに全ての取組を行うことはできませんでしたが、附属機関の条例の見直しは完了したことから、今後、附属機関等の会議の公開に関する運用の確立を図ります。	・附属機関等の会議の公開に関する運用の徹底 ・行政文書管理規則、文書規程の運用の徹底 ・情報公開の推進	・附属機関等の概要書を作成するとともに、会議の公開の有無について調査し、町のホームページに掲載しました。 ・附属機関等の会議録の様式を統一し、町のホームページの掲載箇所を統一しました。	・達成状況は、まだ把握できていませんが、会議の運営及び開催方法によっては、1か月での公表は時間的に難しい附属機関も多いようです。 ・会議録の内容については、全文筆記されているものの、会議結果が分からない会議が多く見受けられました。	・附属機関等の会議の公開に関する運用の徹底しながら、分かりやすい会議録作成に努める必要があります。また、そのために、附属機関等の設置目的、会議運営について、事務局職員の制度理解、目的意識を高める必要があります。	・附属機関等の会議の公開に関する運用の徹底 ・行政文書管理規則、文書規程の運用の徹底 ・情報公開の推進	・附属機関等の会議の公開に関する運用の徹底 ・行政文書管理規則、文書規程の運用の徹底 ・情報公開の推進	会議の公開及び会議録については、附属機関の会議に限らず積極的に公開及び公表することを要望いたします。 会議開催案内については、町のホームページに掲載する場合、原則として、7日前ではなく10日前とするとともに、広報紙への掲載も検討されるよう要望いたします。会議の公開に際しては、一部非公開の議題がある場合は、住民の方が傍聴しやすいよう議題の最初又は最後とする配慮が必要です。 なお、会議の運営については、各種附属機関の設置条例では会議運営に関する規定内容が十分とは言えないことから、傍聴等について会議運営のルールを定めることが必要です。	
			3	○		行政の政策過程への住民参加制度の確立と公表 (各種計画や条例等の策定段階における公表と意見の募集)	総務課 /広報広聴係 進捗管理者 相澤 直子 担当者 齋藤 真	計画策定に際し、計画案を公表し、住民の意見を募集するパブリックコメント(意見公募)手続の要綱を整備し、実施しました。	【目的・目標】 計画等を策定するに当たり、広く住民から意見を募集する取組みを推進します。 【指標】 パブリックコメント条例の制定 【目標値】 定性目標のためなし	パブリックコメント手続の見直しを検討します。	要綱を規程に見直す際に、意見募集期間を15日以上から20日以上に見直し、住民が意見を出しやすい制度の改善に努めました。	規程により運用していますが、条例化について検討を進めます。	パブリックコメント手続を条例化し、意見募集期間を30日間としました。	条例化することで目標は達成しました。	条例、計画策定等におけるパブリックコメント手続の運用の徹底が必要です。	・運用基準の作成 ・職員研修の実施	平成26年4月1日施行の条例に基づく手続フロー及び参考様式等を作成し、行政イントラへ掲載し、職員への周知を図りました。 課長会議で運用体制及び手続フローの説明を行いました。適切な実施の確保に努めました。	条例、計画策定等におけるパブリックコメント手続の運用を徹底させるため、手続フロー及び参考様式を示しながら職員への周知に努めましたが、全体を対象としての研修は実施できませんでした。	適切な運用の徹底を図るために、職員研修等を実施する必要があります。
4 -1	委員会等への委員の公募制度の積極的導入 (「公募委員の構成比の目標設定と取組、女性委員の構成比の目標設定と取組」)	総務課 /総務係 進捗管理者 小野 英樹 担当者 加藤 敏典	公募委員枠を設け、積極的に推進するために、取組に関する指針を策定しました。			【目的・目標】 住民の参画機会を増やし、開かれた行政システム確立の取組として、公募枠の拡大に努めます。 【指標】 新たに設置する附属機関等の委員総数に占める公募委員の割合 【目標値】 30%	公募枠の拡大に向けて、委員選任における内部の取組を確立し、公募による選任委員の割合の拡大に努めます。	新規制定条例には、委員の公募による選任について、条文中に明記しました。 公募の状況は、下記のとおりです。 ・情報公開3人(応募者0人) ・個人情報4人(1人) ・行政改革8人(4人) ・学校教育環境12人(3人) ・介護運営11人(3人) ※括弧の数字は公募による選任者数 委員数に対する公募委員の構成割合 28.9%	設置されている附属機関等の現状を把握し、公募委員の拡大について検討します。	附属機関の見直しに併せて、選任基準に住民代表等の記載がある場合については、公募による方法を明記しました。 なお、公募の状況は、下記のとおりです。 ・地域公共交通会議16人中2人公募(応募者1人) ※括弧の数字は公募による選任者数 委員数に対する公募委員の構成割合 6.3%	目標は、達成していません。選任基準で関係機関からの選任が多いためです。	選任基準の住民選出可能数の確認が必要です。 選任する段階で公募による委員の構成割合の妥当性を確認する仕組みが必要です。	・委員の選任基準の見直し検討 ・選任する際の協議、合議のルール化 ・担当課への周知徹底	・委員の選任に関する様式、手順等を定め、選任過程の明確化、課長等会議、職員への周知に努めました。 ・委員選任に際し、様式(概要書)を定め、公募委員比率に対する考え方について、整理を行いました。 公募の状況は下記のとおりです。 ・個人情報5人(1人) ・健康づくり10人(1人) ・食育推進10人(1人) ・児童厚生9人(2人) ・男女共同12人(1人) ・近代文学館10人(4人) 委員数に対する公募委員の構成割合 17.9%	達成状況は、まだ把握できていません。	選任過程のルール化はできたことから、各種委員の選任基準、選定過程の考え方の妥当性について検討することが必要です。	・担当課への手続の周知の徹底 ・選任基準の確認	担当課への手続の周知の徹底	積極的に住民参画機会を増やそうとするのであれば、町長が推薦している選任基準のある委員についても、可能であるものについては積極的に公募を実施されたい。現在の目標値である公募委員の割合30%については、段階的に目標値を引き上げることが望みます。 なお、平成24年度は、目標を達成できていないことから、委員の選任基準及び委員定数の妥当性について検討されたい。

1. 開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立

区分	項目No.	重点等項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課／係／担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度					平成25年度					平成26年度					平成27年度	平成28年度	委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Plan【計画】 主な取組							
4	-2		委員会等への委員の公募制度の積極的導入 （公募委員の構成比の目標設定と取組、女性委員の構成比の目標設定と取組）	総務課／総務係 進捗管理者 英樹 担当者 小野 加藤 敏典	男女の均等な登用を推進するために、取組に関する指針を策定しました。	【目的・目標】 男女の均等な登用を目指して、委員への女性の登用機会の拡大に努めます。 【指標】 新たに設置する附属機関等の委員総数に占める女性委員の割合 【目標値】 30%	女性委員の登用機会の拡大に向けて、委員選任における内部の取組を確立し、女性の参画機会の拡大に努めます。	女性の登用の状況は、下記のとおりです。 ・情報公開3人（0人） ・個人情報4人（0人） ・行政改革8人（2人） ・学校教育環境12人（2人） ・介護11人（6人） ※ 括弧の数字は女性の選任者数 委員数に対する女性委員の構成割合 26.3%	設置されている附属機関等の現状を把握し、女性の登用機会の拡大について検討します。	女性の登用の状況は、下記のとおりです。 ・地域公共交通会議16人（1人） 委員数に対する女性委員の構成割合 6.3%	目標は、達成していません。具体的な取組も行えていません。	選任する段階で女性委員の構成割合の妥当性を確認する仕組みが必要です。	・委員の選任基準の見直し検討 ・担当課への周知徹底	委員選任に際し、様式（概要書）を定め、男女比率に対する考え方について整理を行いました。 ・個人情報5人（0人） ・健康づくり10人（6人） ・食育推進10人（6人） ・児童厚生9人（6人） ・男女共同12人（6人） ・近代文学館10人（5人） 委員数に対する女性委員の構成割合 51.8%	達成状況は、まだ把握できていません。	選任過程のルール化はできたことから、各種委員の選任基準、選定過程の考え方の妥当性について検討することが必要です。	担当課への手続の周知の徹底	担当課への手続の周知の徹底	男女の均等な登用に向け、女性委員の構成割合30%を目標に掲げていますが、男女共同参画の趣旨を踏まえ、いろいろな場面で女性が参加しやすい環境を整備することが必要です。 ただし、女性と男性それぞれの得意とする分野があれば、そのことを尊重し、目標を達成するために男女の構成割合を強く意識し過ぎた取組とならないよう留意してください。 委員構成割合に限らず、多様な場面で性別を意識することなく、誰もが参画しやすい環境となることを期待します。						
			監査制度等の制度の強化 （監査機能の充実）	監査委員書記 進捗管理者 佐藤 俊幸 担当者 相澤 正典	監査計画を定め、行政監査の充実、財政援助団体などの監査を実施しました。	【目的・目標】 時代の変化に対応した監査の実現のため、監査対象項目数の増加、監査の結果から内部統制の強化に努めます。 【指標】 監査対象項目の拡充 【基準値】 5項目	財務、経営の監査及び行政監査の充実、指定管理者、財政援助団体などの監査内容の充実と拡充を図ります。	施設の管理運営が指定管理者制度に移行しており、指定管理者の監査を新たに実施しました。 ・例月出納検査 ・定期監査（全課） ・決算審査 ・随時監査 ・財政援助団体等の監査 ・指定管理者	施設の管理運営が指定管理者制度に移行しており、指定管理者の監査や財政援助団体の監査の充実を図ります。 ・例月出納検査 ・定期監査（全課） ・決算審査 ・随時監査 ・財政援助団体等の監査 ・指定管理者	・例月出納検査（一般、水道、病院） ・定期監査（全課） ・決算審査 ・随時監査 ・財政援助団体等の監査（負担金、補助金、交付金） ・指定管理者（2件）	年間監査計画に添って実施し、目標を達成しています。	監査内容を充実するため、実施時期及び実施日数の再検討、監査資料等の見直しを検討します。	・例月出納検査 ・定期監査（全課） ・決算審査 ・随時監査 ・財政援助団体等の監査 ・指定管理者の見直し検討	・例月出納検査（一般、水道、病院） ・定期監査（全課） ・決算審査（全会計） ・随時監査（工事9件） ・財政援助団体等の監査（負担金、補助金、交付金） ・指定管理者（2団体） ・監査資料の見直し（定期監査の「OA機器ビデオカメラ調べ」を廃止）	年間監査計画に添って実施し、目標を達成しています。	実施時期及び実施日数、監査資料等については適宜、必要に応じた見直しが必要です。	・例月出納検査 ・定期監査（全課） ・決算審査 ・随時監査 ・財政援助団体等の監査 ・指定管理者	・例月出納検査 ・定期監査（全課） ・決算審査 ・随時監査 ・財政援助団体等の監査 ・指定管理者	戦略的な経営分析を進めるためにも、公認会計士の登用も検討されたい。						
5			行政相談体制の強化充実 （行政に対する苦情受付、調査、改善要求等）	総務課／広報広聴係 進捗管理者 相澤 直子 担当者 齋藤 真	組織的な窓口がなく、その都度、関係課で対処しており、組織的な相談体制及び苦情に対処する体制づくりが必要です。	【目的・目標】 町政相談体制の充実、提案、要望及び職員への苦情申出に対する取組を確立します。 【指標】 行政相談の未処理件数 【目標値】 0件	相談する窓口の設置、提案、要望及び苦情申出に対する体制を確立して事務の改善を実施します。	苦情申出について規程を定め、メール及び文書等で総務課に寄せられた苦情申出については、総務課で文書により回答することとしました。 提案箱 9件 苦情申出 7件	・苦情申出制度の住民への周知 ・新たに町政相談員設置及び周知	・苦情申出制度については、町のホームページに情報を掲載、また、提案箱設置場所を取組概要説明提示等により周知を図りました。 ・町相談業務担当者の情報共有と相談対応の向上を図るための意見交換会開催を年2回実施しました。 ・町政相談員（2人）を設置し、広報紙、町のホームページで周知を図り、月1回の定期相談開催と電話での随時相談受付で対応しました。	相談体制の強化として町政相談員は配置できました。	制度の周知徹底及び相談後の対応方法の明確化を図る必要があります。	・苦情申出制度の住民への周知 ・町政相談員設置及び周知 ・常設の窓口等の設置も含め、行政相談の対応について、【No.40住民ニーズの適正な把握と反映】と一体的に検討を進めます。	・広報みさとに情報を掲載し、町政相談の開催や提案箱設置、苦情申出制度の住民への周知を図りました。 ・町相談業務担当者の意見交換会を2回開催し、相談業務の充実と向上を図るための研修を実施しました。 ・常設の窓口設置を検討し、「総合案内相談窓口」の平成27年度開設に向けて準備を進めました。 提案箱等16件 苦情申出 4件 相談件数 件	常設の窓口としての「総合案内相談窓口」の開設準備を進め、組織的な相談体制の推進を図りました。	総合案内相談窓口の設置を機に、寄せられた要望、苦情等に対する体制づくりはできたことから、住民への制度の周知、円滑な運用に向けた庁内連携の強化を図る必要があります。	・意見、要望、提案、苦情申出制度の周知 ・町政相談員設置及び周知 ・総合案内相談窓口の利用推進及び強化 ・改正行政不服審査法への取組	・意見、要望、提案、苦情申出制度の周知 ・町政相談員設置及び周知 ・総合案内相談窓口の利用推進及び強化	国の行政相談員が町政の相談にも応じる体制を整備し、町政相談員を設置していますが、迅速性を確保するためにも常設された窓口等の設置を検討されたい（【No.40住民ニーズの適正な把握と反映】と関連）。 なお、住民からの不服申立て等に対して、調査審議する庁内又は第三者委員会の設置についても、検討されたい。						
			政策評価推進委員会の設置と評価結果の公表 （町の自己評価に対する意見聴取と意見反映状況の公表）	企画財政課／政策係 進捗管理者 佐々木 義則 担当者 佐々木 さとみ	・平成19年度 試行 ・平成20年度 すべての事務事業について実施 ・平成22年度 記載項目の一部見直し ・平成23年度 評価手法の一部見直し ・平成19年度から委員会を設置しています。	【目的・目標】 政策・施策を実現するための取組として政策評価推進委員会による外部評価を継続します。 【指標】 政策評価委員会の設置 【基準値】 定性目標のためなし	政策・施策に対する事務事業の有効性に視点を置いた評価に取り組めます。	平成22年度及び平成23年度の取組から、これまでの事後評価から事前の有効性評価に視点を移しました。平成24年度は、総合計画の改訂にあわせ、重点的な5政策11施策を対象に実施しました。特に、政策の実現手段である同計画実施計画の再編時に事務事業の方向性やプログラム化を視点に評価を実施しました。	・事務事業の有効性に視点を置いた評価の実施 ・政策形成過程への関連付け、評価結果の公表	・事務事業の有効性に視点を置いた評価を実施し、前年度から継続評価となった3施策と新規1施策の計4施策について評価を実施しました。 ・政策形成過程への関連付け、評価結果の公表を実施しました。	総合計画を踏まえた政策評価の仕組み、政策形成過程への関連付けを整理することができました。	今後は、次の改善を行います。 ①プログラムの視点（実施計画再編時） ②プロジェクトの視点（実施計画再編後） ③政策形成過程への関連付け	・総合計画の進行管理と協調した自己評価体制の充実 ・第2次美里町総合計画の策定準備	・自己評価体制の充実については、電算システムの試行導入を推進した。 ・総合計画の策定準備については、まちづくりアイデアコンテストやまちづくりワークショップなどの取組を実施した。	・電算システムの試行導入については、一部システムの不具合があったことから、本格導入までに至りませんでした。 ・まちづくりアイデアコンテスト等の実施結果については、提案事業の推進及び平成27年度に予定する総合計画への適切な反映が求められます。	自己評価体制の充実並びに第2次美里町総合計画の策定作業及び地方版総合戦略の一体的な策定を推進	第2次美里町総合計画の実現手段となる実施計画の有効性を高めるため、事務事業のプログラム化に視点を当てた評価を実施	よりよい施策の実現に向けて、成果分析、評価、改善の手法及びサイクルの確立に向けて、より一層、担当課の取組管理の徹底を図られたい。							
7																									

※ 一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目No.」に枝番を付しています。

2. 財政の健全化

項目No.	重点事項項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課／係／担当者	これまでの取組と課題	実施方針	平成24年度	平成25年度				平成26年度				平成27年度	平成28年度	委員会コメント
					目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	
8		中期収支見込・財政健全化計画の策定及び公表 (平成27年度までの収支見込みに基づく財政健全化計画の策定及び公表)	企画財政課／財政係 進捗管理者 佐々木 義則 担当者 高橋 明子	・平成19年度に第1次財政健全化計画(平成19年度から平成23年度まで)を策定しました。 ・平成20年度、平成21年度に一部見直しを行いました。	【目的・目標】 中期の財政計画を策定し、計画的な財政運営に努めます。 【指標】 実質公債費比率 【目標値】 15.0％以下	第2次財政健全化計画(平成25年度から平成27年度まで)を策定し、広報紙及び町のホームページで公表しました。 【実績値】 14.8％	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 ・分析結果に基づいた、財政健全化計画の見直し	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 【実績値】 14.3％	計画どおりに実施し、目標も、達成しています。	今後も計画的な財政運営に努め、さらに目標値を下回るように進めていきます。	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組み状況の公表 ・分析結果に基づいた、財政健全化計画の見直し	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 【実績値】 .％	計画どおりに実施しています。指標は、これから分析し確定となります。	今後も計画的な財政運営に努め、さらに目標値を下回るように進めていきます。	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組み状況の公表 ・分析結果に基づいた、財政健全化計画の見直し ・中期財政計画の策定	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 ・分析結果に基づいた、財政健全化計画の見直し	総合計画の施策推進、職員定員適正化計画、施設管理計画及び委託化基本方針と一体的な取組から財政の健全化に努めるとともに、外部監査等による経営分析の導入も検討されたい。
9		総合計画の進捗管理の徹底 (取組の重点化、実施計画の作成と公表)	企画財政課／政策係 進捗管理者 佐々木 義則 担当者 佐々木 さとみ	平成21年度から、実施計画と予算との関連付けを図るため「事業別予算」の編成に取り組みとともに、実施計画の作成及び公表を行いました。	【目的・目標】 効果的なマネジメント・サイクルの確立に努めます。 【指標】 政策協議体制の確立 【基準値】 定性目標のためなし	実施計画作成に至る一連の政策形成過程の充実を図ります。 【実績値】 24.6％	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 ・分析結果に基づいた、財政健全化計画の見直し	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 【実績値】 24.0％	一連の政策形成過程の構築を図ることができました。次の段階の取組として、自己評価体制の充実が必要です。	事務事業における自己評価体制の充実を図ります。	・サマーレビュー(施策協議) ・オータムレビュー(政策協議) ※第2次美里町総合計画の策定準備	・サマーレビュー(夏季政策協議)を実施 ・総合計画の策定準備については、まちづくりアイデアコンテスト等を実施	一連の政策形成過程の構築を図ることができてきたことから、事務事業の自己評価体制の効率化が必要です。	平成27年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方版総合戦略の策定が求められていることから、第2次美里町総合計画との一体的な策定を推進する。	・サマーレビュー(施策協議) ・オータムレビュー(政策協議) ※第2次美里町総合計画の策定作業	・サマーレビュー(施策協議) ・オータムレビュー(政策協議) ※第2次美里町総合計画の実施計画の再編	【No.7政策評価委員会の設置と評価結果の公表】及び【No.8中期収支見込・財政健全化計画の策定及び公表】と一体的な取組を推進されたい。
10		人件費の見直しと公表 (非常勤特別職も含め、各種手当の再調査及び公表)	総務課／人事給与係 進捗管理者 日野 剛 担当者 高橋 一夫	人事院勧告に基づいて毎年度見直しを行いました。 特別職(三役)の報酬は、平成19年4月から10％削減しました。 職員の期末勤勉手当は、平成20年・平成21年に加算額を減じたほか、管理職手当、特殊勤務手当の見直しを行いました。	【目的・目標】 財政の健全性を維持するために、人件費の抑制に努めます。 【指標】 経常収支比率のうち人件費 【基準値】 25.4％	毎年度、結果について公表しており、類似団体等との比較結果を参考に、必要に応じた見直しを行います。 【実績値】 24.6％	・人事院勧告に基づいた見直し ・人事行政の運営並びに給与及び定員管理等について公表	・平成25年度は、人事院勧告が行われなかったため、勧告に準じた改正は行っていない。 ・人事行政の運営並びに給与及び定員管理等について公表 ・人事行政の運営並びに給与及び定員管理等については、広報紙及び町のホームページで公表を行いました。 ・管理職手当を見直しました。 【実績値】 24.0％	計画どおりに実施し、目標も、達成しています。	管理職手当が他団体と比較し、あまりにも低額だったため、管理職員の志気高揚のため改正を行いました。 【課長職】 8,000円⇒ 30,000円～ 35,000円 【参事】 3,000円⇒ 20,000円	・人事院勧告に基づいた見直し ・人事行政の運営並びに給与及び定員管理等について公表 ・委託化検討項目の正規職員の人件費とコスト比較	・平成26年度的人事院勧告に基づき給与改定を行っています。 改正項目は、給料表の改定、通勤手当の引上げ、勤労手当の支給率の引上げ及び寒冷地手当の新たな制度化になります。 ・人事行政の運営並びに給与及び定員管理等については、広報紙及び町のホームページで公表しました。 【実績値】	計画どおりに実施しています。指標は、これから分析し確定となります。 正規職員数の減少と非正規職員の増加について、引き続き保育及び幼児教育部門業務について委託化に向け検討する必要があります。	・正規職員の減少に伴い、多様な任用形態の活用が求められています。 平成27年度から任期付職員、再任用職員の雇用を進めていきます。	・人事院勧告に基づいた見直し ・人事行政の運営並びに給与及び定員管理等について公表	人事院勧告に基づいた見直しが行われ、公表も実施されています。特殊勤務手当等も町独自の支給はないようですが、総人件費の抑制の取組として、臨時・非常勤職員、正規職員雇用及び委託費のコスト比較を行い、職員数の削減が効果的な取組となっているか検証する必要があります。 (【No.30職員定員適正化計画の策定と公表】、【No.36事務事業の委託化方針の策定】と関連)。	
11		補助金等の抜本的見直し (補助基準の明確化、補助基準の客観性・透明性の確保を意図した方針の策定、削減目標の提示)	総務課／総務係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 小野 英樹	法令外負担金審査会を設置し、各団体で作成した補助金等要請書について補助基準により毎年度審査しました。 その結果として、33団体の補助金の見直しを行いました。	【目的・目標】 法令外負担金審査会を開催して、補助金制度の適正な運営に努めます。 【指標】 法令外負担金審査会の開催 【基準値】 定性目標のためなし	補助基準について、必要に応じた見直しを行い、法令外負担金審査会の適切な運営に努めます。 また、団体により活動内容が異なることから、削減目標を設けるのではなく、団体の活動内容等から判断し、公平性と透明性の確保に努めるため、団体のヒアリングを検討します。	・補助基準について、必要に応じた見直し ・法令外負担金審査会の運営	・法令外負担金審査会を開催し、補助金要請書の内容について審査しました。 ・要請金額見直し団体数 2件 ・補助団体の実施事業の再検討指示 1件	法令外負担金審査会の実施	団体の活動内容等について、必要に応じた直接ヒアリングを検討します。	・補助基準について、必要に応じた見直し ・法令外負担金審査会の運営 ・団体ヒアリングの実施検討	・補助基準に ・法例外負担金審査会を開催し、補助金要請書の内容を審査しました。 ・要請金額見直し団体数 3件 ・補助基準の見直し、団体ヒアリングの検討は、ほかの業務との兼ね合いで時間を確保できませんでした。	法例外負担金審査会を実施できましたが、短期間での取組となりました。	補助基準の妥当性等については、随時、検討する必要があるため、実施に向けた取組の時期を早め、検討する必要があります。	・補助基準について、必要に応じた見直し ・法令外負担金審査会の運営	・補助基準について、必要に応じた見直し ・法令外負担金審査会の運営	補助金の目的及び必要性を再確認するとともに、取組成果に対する審査をより厳格に進められたい。そのためにも、補助金等要請団体に対するヒアリングを実施されたい。
12-1		公共施設の統廃合を含めた効率的な運用 (老朽化施設の計画的な統廃合、教育施設等の整備計画の策定)	防災管理課／施設管理係 進捗管理者 堀田 幸喜 担当者 伊藤 俊行	各施設ごとの管理計画を作成しましたが、統廃合の検討は行えていません。	【目的・目標】 管理運営する施設の有効性について検討します。 【指標】 施設管理計画の策定 【基準値】 定性目標のためなし	公有財産管理台帳、施設管理計画の整備を進めながら、施設の有効性等について検討を進めます。 【実績値】 24.6％	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 ・分析結果に基づいた、財政健全化計画の見直し	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 【実績値】 24.0％	未達成です。	平成26年度において、施設管理計画の内容を再度検討することとし、併せて施設管理計画の内容及び施設の再配置も検討します。	施設管理計画を策定し、施設の再配置を検討	平成26年4月22日、総務大臣より公共施設等総合管理計画の策定通知がありました。国の方針の決定を踏まえ、町の基本方針を決定し、総合管理計画を策定する方向としました。	施設管理計画の内容検討、計画策定手法の検討を行いました。	計画の策定に当たっては全庁での取組となることから、関係各課の共通認識が必要となるため、打ち合せ等を行っています。	公共施設等総合管理計画(行動計画)の策定	公共施設等総合管理計画(個別計画)の策定	早期に、統一的に長寿化及び維持管理費用を確認し、利用状況等から施設の妥当性について検討されたい。検討に際しては、民間での施設管理の取組及び指定管理者制度等の民間活力について十分に検討され、きめ細かな施設管理及び接遇改善等から住民サービスの向上に努められたい。 (【No.37施設管理の民営化・委託化方針の策定】及び【No.14施設使用料等、受益者負担の見直し】と関連)。
12-2		公共施設の統廃合を含めた効率的な運用 (老朽化施設の計画的な統廃合、教育施設等の整備計画の策定)	教育総務課／管理係 進捗管理者 渋谷 芳和 担当者 寒河江 克哉	幼稚園の統合について計画し、実施しました。	【目的・目標】 学校教育施設の再編を見据えた施設等の整備計画を作成します。 【指標】 整備計画の策定 【基準値】 定性目標のためなし	子どもにとって、よりよい学校環境のあり方を調査審議する学校教育環境審議会での審議を進めます。 【実績値】 24.6％	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 ・分析結果に基づいた、財政健全化計画の見直し	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 【実績値】 24.0％	計画年度内に、答申書が提出されました。	意見が多様であったため、答申書の集約に時間を要しましたが、その反面、具体的に欠けているため、整備計画策定に向け、教育委員会での検討が重要となります。	教育施設の整備計画の策定	学校教育環境整備方針作成のため、教育委員会で継続協議をしています。具体的な取組としては、施設見学や現場の意見を聴き取りながら現地調査を行いました。また、将来の学校の在り方について、保護者と教職員にアンケートを実施しました。	教育施設の整備計画の策定までは至りませんでした。	平成27年度も継続して検討を行います。	「学校再編ビジョン」を作成し、町民に示します。	方針に基づく長寿化又は再編への取組を進めます。	施設の再点検を行うとともに学校ごと児童・生徒数についても考慮し、検討を進められたい。

2. 財政の健全化

項目 No.	重点 取組項目	第2次美里町 行政改革大綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度		平成26年度				平成27年度	平成28年度	委員会コメント		
					目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善		Plan【計画】 主な取組	Plan【計画】 主な取組
13 -1	◎	税金等収納率 改善システムの 確立 (税、使用 料、手数料等 の実態公表、 個別管理、徴 収担当者の増 員、学校での 啓発)	徴収対策課 /徴収対策係 進捗管理者 菅井 清 担当者 門間 裕匡	平成19年度にコン ビニ納付を開始、 平成21年度に徴収 対策課を設置し、徴 収体制の強化を図り ました。 税(国民健康保険 税含む。)の滞納繰 越分の徴収率の推移 平成19年度 15.97% 平成22年度 24.76%	【目的・目標】 公平な住民負担及 び自主財源の安定的 確保に向け、税等所 有する債権の管理及 び回収に努めます。 【指標】 現年度分の徴収率 98.0%未満の科 目件数の減少 【基準値】 15科目 (平成23年度)	取組方針を定め、 担当課と徴収対策課 の役割を明確にし、 現年度分の徴収体制 の強化を図ります。	滞納繰越分の徴収率 は、上昇しており、関 係課と連携し、現年度 分の徴収率向上と使用 料等の債権管理状況の 把握努めましたが、具 体的な計画の策定まで は至りませんでした。 計画策定後、徴収に 係る業務の委託化につ いても検討します。	・収納率向上実施計 画の策定 ・必要に応じた条例 等の制定及び改正の 検討 ・債権の状況に応じ た徴収方法の検討 ・債権管理の内部研 修の実施 ・実務担当者会議の 開催	・収納率向上対策実施 計画を策定、税及び債 権収納向上対策本部会 議3回、実務担当者会議2回 ・「美里町税外収入 の督促及び延滞金の徴 収に関する条例」及び 「財務規則」の改正 ・徴収職員の設置 ・公金の債権回収業務 を開始(美里町納付推 進センター) ・内部研修の実施 (管理職、新規採用職 員研修1回、債権管理研 修(一般)2回、(私債 権)1回、(公債権)2 回) ・任期付短時間勤務 職員の導入協議	・収納率向上対策実施 計画を策定、税及び債 権収納向上対策本部会 議3回、実務担当者会議2回 ・「美里町税外収入 の督促及び延滞金の徴 収に関する条例」及び 「財務規則」の改正 ・徴収職員の設置 ・公金の債権回収業務 を開始(美里町納付推 進センター) ・内部研修の実施 (管理職、新規採用職 員研修1回、債権管理研 修(一般)2回、(私債 権)1回、(公債権)2 回) ・任期付短時間勤務 職員の導入協議	目標は達成 し、収納状況 は改善してい ます。計画し た取組項目に ついては、今後 も継続する必 要があります。 また、税外 債権について は、徴収職員 の設置や徴収 のための研修 を推進する など、債権回 収環境の整備 に努めます。今 後も「収納向 上対策実 施計画」に基 づき、更に債 権所管課の支 援を行います。	・債権の管理 及び回収の徹 底 ・債権管理の 内部研修の実 施 ・実務担当者 会議の開催 ・目標金額の 設定 ・任期付短時 間勤務職員の 導入をします。	・回収不能とな った私債権 (住宅・水道) の債権放棄の 実施 ・美里町債権管理 条例の制定 ・美里町税条例/ 美里町税外収入 の督促及び延滞 金の徴収に関 する条例等の一 部改正により、 各種債権の統 一基準が整っ た。 ・美里町債権管理 条例制定に伴 う財務規則改 正、収納日管 理の実施によ り、各種債権 の統一基準が 整った。 ・債権管理の 内部研修(新規 採用職員研修 1回、一般研修 6回、専門研修 3回) ・会議等の開催 (対策本部会 議6回、実務担 当者会議5回) ・任期付職員 2名導入、研 修や条例の整 備、滞納整理 に職員の能力 向上が図られ た。	指標は、現在、把 握できていき ませんが、予 定していた取 組について、概ね 達成ができて いました。	・美里町債権管理 条例の制定によ って、条件整備 が整った。今後 はその運用の チェックが重要 となる基幹シ ステムに ついて、債権管 理に対応するシ ステム導入が必 要です。 ・高度なスキル を持つ任期付 期付職員の導入 期間中、できる だけ多くの職員 がそのスキルを 継承できるよ う、実務担当者 会を継続して開 催する必要があ ります。	・美里町債権管理 条例の制定に伴 い、各債権の管 理徴収に関する 課題の発掘と改 善策の検討 ・平成26年度で は債権管理に関 する基本項目に ついての条件整 備を行って きたが、平成27 年度から統一基 準に基づく債 権管理が実施さ れるた め、収入の目標 金額設定は、平 成27年度の運用 状況を踏まえ、 債権管理の一 つに指標として 債権所管課に周 知する。 ・債権管理研修 は、基本的な内 容を繰り返して 行うことが効果 的であることか ら、継続して研 修を行います。	・債権の管理 及び回収の徹 底 ・債権管理の 内部研修の実 施 ・実務担当者 会議の開催	各種の取組により 徴収率が改善し ていますが、継 続的な取組とし るためにも、今 後は、啓発活動 の推進、徴収等 にあたる職員の メンタルケア 及び研修を通じ た職員の意識向 上に向けた取組 を推進する必要 があります。ま た、債権管理を 徹底するために 、時効対策を適 切に行い公平性 の確保に努めら れたい。 なお、徴収率の 改善は公平性の 確保はもちろん のこと、財政の 健全化に寄与す るものであり、 徴収率に限らず 目標金額等も掲 げ、取り組まれ たい。
13 -2		税金等収納率 改善システムの 確立 (税、使用 料、手数料等 の実態公表、 個別管理、徴 収担当者の増 員、学校での 啓発)	税務課 /管理徴収係 進捗管理者 及川 一 担当者 梶谷 巧志	賦課・徴収体制の 確立、納税普及に 努めましたが、学 校と連携した取組 は、行いません でした。	【目的・目標】 税の使い道など納 税の大切さを通じ て、健全な金銭感 覚を養うために納 税の啓発に取り組 みます。 【指標】 小・中学校での金 銭(租税)教育の実 施回数 【目標値】 年6回	学校教育又は父兄 参加機会等での納 税等意義及び啓発 に努めます。	現年度分の徴収率 向上及び債権管理 状況の把握に努め 、収納率向上に 向けた取組を行 いました。 学校と連携した 取組は、行えな いままです。	教育委員会、学校 と実施に向けた協 議を進めます。	実施要望のあった 青生、不動堂小学 校2校で税務課職 員が講師となり 、出前講座を実 施しました。	未達成です が、平成25 年度から取 組むことが できました。 次年度は、全 ての小・中 学校での実 施に向けて、 教育委員 会へ要望を行 っていきま すが、講座 を実施でき る職員を 養成する ための時間 の確保が課 題です。	・学校との連 携を図るた め、教育委員 会を交え実 施協議を進 める。 ・税務課職員 の各種研修 への積極的 参加による 知識向上を 図る。 ・実施する 小、中学校 の拡充	・8月の校長会 において租 税教室の開 催を依頼し ました。 ・租税教室 講師養成 研修に職 員1人を 派遣しま した。 ・12月に2 校(青生 小・小牛 田小)で 租税教室 が実施さ れました。 2校には 大崎地区 租税教育 推進協 議会から の依頼を 受け講師 として税 務課職員 を派遣し ました。	目標数の6校は、 達成できませんでした。 大崎地区租税 教育推進協 議会との情 報連携の強 化 ・未実施校等 に対する校 長会等を通 じた事業説 明の強化	実施する小、中 学校の拡充す るため次の取 組を行います ・学校への働 きかけの強 化のため、 事例集の配 布を行います ・大崎地区租 税教育推進 協議会を通 じた働きか けを強めま す。 ・講師養成 研修参加者 を増やしま す。	実施する 小、中学校 の拡充	物が溢れている 時代である からこそ、健 全な金銭感 覚を養うた めの金銭・ 租税教育は 、必要な取 組です。職員 数が減少す る中で債権 管理の強化 等に取り組 まれていま すが、目の 前の成果に だけにとま ちつかない で、このよ うな大切な 取組を推進 されたい。		
14		施設使用料等、 受益者負担の見 直し (全施設の収 入調査、使用 料及び各種手 数料の見直し)	防災管財課 /施設管理係 進捗管理者 堀田 幸喜 担当者 伊藤 俊行	平成22年4月に 公共物の使用料 の見直しを行 いましたが、施設 等の使用料の見 直しについては 、行っていま せん。	【目的・目標】 施設使用料の妥当 性について検討し 、自主財源の確保 に努めます。 【指標】 施設の収支調査 の実施 【基準値】	施設管理計画を策 定するに当たり 、施設ごとの収 支調査を行い、 施設使用料及 び施設の有効性 について施設 管理計画の策 定と一体的に 検討を進めま す。	No.12-1「公共 施設の統廃合を 含めた効率的 な運用」項目 の取組に努 めました。	施設使用料の見 直しを行います 。見直しに当た っては、施設 の収支状況等 、施設管理計 画の策定と一 体的な取組を 進めます。	公共物占有料・道 路使用料・行政 財産使用料・普 通財産交付料に ついて消費税改 正及び、地価 の下落に伴う 調査を行い、 料金の改正を 行いました。	財産の貸付けに ついては、見直 してはいた ますが、各 施設の検討 はできてお らず、全体 の3割程度 の達成状況 となっています 。	引き続き調査を 実施し、それ ぞれの使用 料について 妥当性を検 討します。	施設管理計 画と一体的 に施設ごと の収支を調 査し、使用 料の妥当性 を検討	施設管理計 画と一体的 な取組のた め、施設管 理計画策定 へ重点を置 きました。	施設管理計 画策定へ重 点を置き、 施設管理計 画の内容検討 、計画策定 手法の検討 を行いました 。	施設管理計 画策定ど おり、行っ ていきま す。	公共施設等 総合管理計 画(行動計 画)の策定	公共施設等 総合管理計 画(個別計 画)の策定	公共施設の 効率的な運 用を行う上 で、収支状 況を取りま とめ、利用 状況及び 維持費用 から適正 な料金の 転嫁を実 施されたい 。
15		分譲団地の販売 促進強化 (駅東、練牛 分譲団地の販売 促進強化)	まちづくり推 進課 /定住化推進係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 佐野 仁	ゆとり〜と小牛 田については、 住宅供給公 社で販売して いますが、平 成23年度に 復興応援価 格が設定さ れました。 グリーンタ ウン(練牛) の販売は町 で行っていま すが、平成 23年度に被災 者支援の減 免措置を講 じました。 新聞、中吊 り広告掲載 、住宅取得 支援金(建物 の固定資産 税相当分)に よる販売促 進を行って きました。	【目的・目標】 分譲地の住宅取得 を推進し、人口 の抑制に努め ます。 【指標】 総合計画で掲 げている基準 人口の維持率 【目標値】 100%	定住化促進のた め、住宅取得者 に対する支援 策を実施し、 販売を促進 します。	1. 駅東(ゆとり 〜と小牛田) の販売実績 平成23年度 80件契約、 新規住宅取 得支援金18 件 平成24年度 63件契約、 新規住宅取 得支援金19 件(残り254 区画) 2. 練牛(グリー ンタウン南郷) の販売実績 平成23年度 6件契約、 新規住宅取 得支援金1件 平成24年度 1件契約、 新規住宅取 得支援金0件 (残り2区画) 住基人口 25,1 99人(4月1日 現在、外国 人登録を除く)	住宅取得支援金 の交付を継続 して行いま す。	1. 駅東(ゆとり 〜と小牛田) の販売実績 平成25年度 45件契約、 新規住宅取 得支援金58 件(残り197 区画) 2. 練牛(グリー ンタウン南郷) の販売実績 平成25年度 0件契約、 新規住宅取 得支援金3件 (残り2区画) 基準人口 25,0 94人 住基人口 25,1 35人(4月1日 現在、外国 人登録を除く)	基準人口に 対して目標は 達成していま すが、販売数 については減 少していま す。	駅東は、個人 商店の出店 など徐々に 環境が整いつ つありますが 、生活支援 施設用地等 への企業誘 致ができて いません。誘 致に向けた 継続的な活 動を販売元 である宮城 県住宅供給 公社ととも に進めてい きます。	・住宅取得支 援金の交付 を行います。 ・宮城県住宅 供給公社が 行っている 生活支援 施設用地等 の販売広報 活動に協力 します。	宮城県住宅 供給公社と 新たな広報 活動につい て協議を行 いました。 1. 駅東(ゆ とり〜と小 牛田)の 販売実績 平成26年度 35件契約、 新規住宅取 得支援金79 件(残り160 区画) 2. 練牛(グ リーンタ ウン南郷) の販売実績 平成26年度 0件契約、 新規住宅取 得支援金3件 (残り2区画) 基準人口 24,9 77人 住基人口 25,1 92人(4月1日 現在、外国 人登録を除く)	基準人口に 対して目標は 達成していま すが、駅東 地区に限 った人口の 増加とな っています。	生活支援施設 用地等への 企業誘致が 実現できて いないこと から、継続 的な広報活 動を販売元 である宮城 県住宅供給 公社ととも に進めてい きます。	・子育て世代 への支援の 強化を図る 新しい奨励 金を創設し ます。 ・宮城県住宅 供給公社が 行っている 生活支援 施設用地等 の販売広報 活動に協力 します。	・子育て世代 への支援の 強化を図る 新しい奨励 金を創設し ます。 ・宮城県住宅 供給公社が 行っている 生活支援 施設用地等 の販売広報 活動に協力 します。	駅東の住宅 地の販売は、 住宅供給公 社が行って おり、残り による町の 負担はあり ませんが、 震災特需の 陰りが見え る前に、積 極的な販売 促進に向け た新たな取 組を検討さ れたい。 特に、町の 賑わいづく りの観点か ら、面積の 大きな事業 用地の販売 強化のため に、事業用 地を細分化 し、コンビニ エンスストア 等の立地推 進に向けた 働きかけを 進められたい 。
16		未利用地等の 売却及び活用 (町所有の遊 休土地・建物 の利用見込調 査と売却、賃 貸等行動計画 の策定と推進)	防災管財課 /財産管理係 進捗管理者 櫻井 英治 担当者 堀田 幸喜	町有財産有効活 用検討委員会を 設置し、検討を進 め、平成22年1 0月に入札告 告を行いました が、応募はあり ませんでした。	【目的・目標】 遊休土地の有効利 用及び売却から 自主財源の確保 に努めます。 【指標】 遊休土地の売却 件数 【目標値】 8件	公有財産管理台帳 の整備を進め、 遊休土地の売却 を進めます。	No.12-1「公共 施設の統廃合を 含めた効率的 な運用」項目 の取組に努 めました。 ・遊休土地の 入札公告1 件 1件売却 ・売却予定地 に看板を設 置 ・以前に入札 公告を行った 物件(7件)の 先着順売却を 実施しまし たが、応募は ありません でした。	・整備した公有 財産台帳の精 査 ・遊休土地の 入札公告の実 施予定 2件	施設管理関係課 に対し、公有財 産台帳の建物 について確認 調査を実施 しました。	公有財産台帳に ついては概ね 整備が完了 しましたが、 遊休土地の 売却は2件 の入札を予 定していま すが、入札 準備に時間 を費やした ため入札公 告ができて いません でした。	公有財産台帳を 活用した遊休 土地リストの 作成及び入 札公告の実 施を行います 。	・整備した公 有財産台帳 から遊休土 地のリスト 化 ・賃貸等遊 休土地の利 用方法の検 討 ・遊休土地 の入札公告 の実施予定 2件	遊休土地の入 札公告の実 施(2件)を行 いましたが、 応募はあり ませんでした 。	・入札公告実 施、2件。 ・以前からの 入札公告物 件の売却1 件	入札公告を実 施しましたが 、公募はあり ませんでした 。今後は、売 払い物件の 情報を常時、 広く発信す る必要があ ります。	・遊休土地の 入札公告の 実施 ・売払い物 件をホーム ページへ掲 載	・遊休土地の 入札公告の 実施 ・売払い物 件をホーム ページへ掲 載	保有財産の 資産評価を 早期に行う べきです。そ して、町の ホームページ を活用し、 売却予定地 の情報を継 続して広く 発信されたい 。また、賃 貸についても 検討し、土 地を求める 方のニーズ に応じた遊 休土地の利 用方法を検 討されたい。 なお、土地 の立地状況 にもよる が、単に売却 のための入 札を行うだ けではなく、 例えば、本 町は脱原発 を掲げてお り、再生エ ネルギー設 備の設置等 のような各 種施策と連 携した有効 な土地の活 用方法を検 討されたい。

2. 財政の健全化

項目No.	重点事項項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課／係／担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度			平成26年度				平成27年度	平成28年度	委員会コメント
					目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】取組実績	Plan【計画】主な取組	Do【実施】取組実績	Check【検証】目標達成状況	Action【改善】課題及び改善	Plan【計画】主な取組	Do【実施】取組実績	Check【検証】目標達成状況	Action【改善】課題及び改善	Plan【計画】主な取組	
17		企業立地の推進 （立地したくなるような魅力あるまちづくり、地元企業に対する支援）	企画財政課／企業立地推進係 進捗管理者 佐々木 義則 担当者 佐々木 さとみ	平成19年度に企業誘致等行動計画を策定し、取組を開始し、新規企業の誘致及び既存企業の支援を行ってきました。これまで、既存企業の3社が増設、新規企業4社と立地協定を締結しました。	【目的・目標】 企業誘致の実現と町内企業の経営状況の改善に向けた取組みを推進します。 【指標】 工業統計調査による製造品等出荷額 【目標値】 280億円	立地候補地の条件整備を進めます。 ・企業立地セミナーの開催 ・企業訪問の実施 ・新規企業3社が操業 【工業統計調査による製造品等出荷額】 273億円	・企業立地セミナーの開催 ・企業訪問の実施	・企業立地セミナーを開催 ・企業訪問を実施 ・新たにコールセンターを誘致 【工業統計調査による製造品等出荷額】 300億円	目標は達成することができました。また、コールセンターの誘致により、目標値への貢献はないものの、雇用機会の拡大を図ることができました。 継続な取組を実施します。	・企業立地セミナーの開催 ・企業訪問の実施	・東京都内及び名古屋市内において企業立地セミナーを開催しました。 ・企業訪問を実施 【工業統計調査による製造品等出荷額】 326億円	目標を達成することができました。	引き続き、誘致活動を推進し、目標値の更なる向上に努めます。	・企業立地セミナーの開催 ・企業訪問の実施	・企業立地セミナーの開催 ・企業訪問の実施	地域活力の源でもある地域産業の活性化に向けた取組として、ほかの地域との差別化及びその情報発信により、新たな雇用創出を図る取組を進められたい。	
18		その他広告収入等収入増施策 （町広報紙、ホームページへの広告掲載、住民バス等への広告掲載）	総務課／総務係 進捗管理者 小野 英樹 担当者 加藤 敏典	平成20年度から広報紙及び町のホームページへの広告掲載を実施しました。平成23年度時点ですべて、広報紙は、掲載枠に多くの申込みがあるのに対して、町のホームページは、広告掲載の申込みが少ない状況にあります。 平成23年度 115万円	【目的・目標】 広報紙、町のホームページへの広告掲載を推進し、自主財源の確保に努めます。 【指標】 広告収入額 【目標値】 140万円	広報紙、町のホームページのほか、住民バス未利用地での看板事業等の可能性を検討し、財源の確保に努めます。 広報紙、町のホームページへの広告掲載主を募集し、自主財源の確保に努めました。その結果、広報紙の広告掲載の申込みが多くなりました。 広告収入 144万8千円 ・広報紙 120万円 ・町のホームページ 24万8千円	広報紙、町のホームページへの広告掲載の募集	広報紙、町のホームページへの広告掲載主の募集に努め、自主財源の確保に努めました。 広告収入 126万8千円 ・広報紙 114万円 ・町のホームページ 12万8千円	町のホームページ広告収入が前年度の半分となり、目標値の90％に留まりました。 広告掲載主の継続契約に努めるとともに、希望状況を勘案した広告欄の検討や他の広告方法の検討が必要	・広報紙、町のホームページへの広告掲載の募集 ・有効な広告媒体の検討	・広報紙、町のホームページへの広告掲載を募集し、継続契約に努めました。 広告収入 119万6千円 ・広報紙 103万8千円 ・町のホームページ 15万8千円 ・広告募集業務について、外部の専門性を活用するため、業務委託の入札公告を行いました。が、応募がありませんでした。	・広報紙の広告収入が減少し、収入額は目標額の85％に留まりました。 ・有効な広告媒体については、具体的な検討まで至りませんでした。	・広報紙の発行回数が、これまでの月2回から月1回に変更となり広告枠が減少することから、広告掲載主の確保に努めます。 ・広告募集業務の外部委託について、内容を再検討し、財源確保に努める必要があります。	・広報紙、町のホームページへの広告掲載の募集 ・有効な広告媒体の検討	・広報紙、町のホームページへの広告掲載の募集 ・有効な広告媒体の検討	広報紙は、広告の掲載募集に対して応募が相当数あるようですが、定期的に広く募集されたい。また、町のホームページについては、広告媒体としての価値を高める取組（【No.1 行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の確立】）を推進されたい。 なお、新たな広告媒体の検討については、遊休土地への看板設置等の実施（【No.16 未利用地等の売却及び活用】）を検討されたい。	

※ 一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目No.」に枝番を付しています。

3. 地方公営企業等の経営安定化

項目 No.	重点 事項 項目	第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度				平成26年度				平成27年度	平成28年度	委員会コメント
					目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Plan【計画】 主な取組	
19		水道事業の経営健全化 (民間委託も含めた中長期運営方針策定、水道料金の改定)	水道事業所 /総務係 進捗管理者 早坂 由紀夫 担当者 斎藤 くらみ子	浄水場の建設、老朽管更新によって、借入金の償還額が増加し、平成20年度から単年度収支が赤字、平成21年度に浄水場の運転業務を委託、日本水道協会の経営診断を基に、財政計画(案)を作成し、段階的な料金の見直しの検討を行いました。	【目的・目標】 安全で安定したおいしい水を供給する水道事業の経営の健全化に努めます。 【指標】 単年度収支の黒字化(経常収支比率) 【目標値】 100%	経営の効率化及び経営基盤の強化に努め、業務のさらなる委託化、住民負担に配慮しつつ適正な料金体系の改定を行います。	財政計画を策定し、平成25年度、平成26年度に段階的に料金を見直すこととしました。 【実績値】94.3%	・小牛田地域、南郷地域の水道料金格差を調整し、平成25年5月徴収分から料金改定を実施 ・平成26年1月からコンビニ収納を実施 ・平成25年度は、収益的収支において費用の節減に努め、資本的収支においては、石綿セメント管の更新及び浄水場への発電機を設置しました。 【実績値】96.8%	・水道料金改定により給水収益はやや増加しました。 ・財政計画に対し、収益的収支は水道料金改定の効果もあり赤字幅が減少しています。	・平成26年度からの統一料金により、収益的収支の黒字化を目指します。	・水道料金の見直し(統一水道料金の実施) ・財政計画と実際の収支の比較及び検証 ・他事業体における民間委託取組の情報収集	水道料金は、平成26年5月徴収分から統一料金に改定しましたが、財政計画に対し、収益改善までは至っていません。収益的支出は、委託経費が増加傾向にあります。 【実績値】100.7%	・指標の達成状況は、現在、分りません。 ・水道料金改定にもかかわらず、包括的業務として一括委託できないか先進的な取組の情報収集し、取組を進めます。	・経費が増加傾向にあることから、単一業務ではなく、包括的業務として一括委託できないか先進的な取組の情報収集し、取組を進めます。	・委託可能業務の発注へ向けた検討 ・委託可能業務の包括発注 ・財政計画と実際の収支の比較及び検証	・委託可能業務の発注へ向けた検討 ・委託可能業務の包括発注 ・財政計画と実際の収支の比較及び検証	料金改定を行っていますが、激変緩和策として見直しを先送りしたことは、本来の企業経営の視点からは望ましくはありません。水道事業の経営の健全化に向けて、黒字化に向けた計画を早期に明らかにする必要があると見ます。また、浄水場の管理及び防犯対策の徹底を図られたい。	
20		町立南郷病院の経営健全化 (検査による収益増、大崎圏域医療機関との連携強化)	町立南郷病院 /事務局 進捗管理者 大橋 浩二 担当者 須田 政明	平成20年度に病院事業改革プランを策定、検討委員会による点検及び評価を行ってきました。平成20、21年度は、単年度収支が黒字化しましたが、その後、常勤医不足等から赤字となり、医師の確保が課題となっています。	【目的・目標】 地域医療及び初期の救急医療を担う町立南郷病院の経営の健全化に努めます。 【指標】 単年度収支の黒字化(経常収支比率) 【目標値】 100%	医師数を確保し、安定した病院運営に努めます。検査の実施、検査受注、訪問診療の充実にも努めながら、初期の救急医療を担いつつ、遠田・大崎地区の医療機関と連携し、救急医療体制の充実を図ります。 また、職員の自己啓発の誘発及び接遇研修に力を入れ、イメージの向上に努めます。	地域の初期の救急医療に努め、医療の質の向上を目指しながら、経営の安定化に努めました。 ・職員の接遇研修の実施 ・住民、職員検査の実施 ・在宅訪問診療の実施 ・常勤医の確保 ・検査受注 将来目標の100%には達しなかったが、改革プランの平成24年度目標の98.5%に対して99.4%となり改善が図られました。 【実績値】99.4%	地域の初期の緊急医療に努め、医療の質の向上を目指しながら、経営の安定化に努めます。 ・職員の接遇研修の実施 ・住民、職員検査の実施 ・初期緊急医療体制の確保 ・在宅訪問診療の実施 ・常勤医の確保 ・検査の受注 ・診療科目の充実	医師常駐体制により初期の緊急医療体制を確保しました。 住民健診や職員検査の受託、検査の受託等による診療以外の収益確保により経営の安定化に努めました。	職員の確保については、派遣医師が1年更新のため不確定な部分が多いほか、に、薬剤師が1人体制となり、看護師等についても、補充できていないため、人材の確保が喫緊の課題です。 取組については、実施できていないのが、訪問診療件数の減少、研修受講者に広がりが見られないのが課題です。	・接遇研修の実施 ・住民、職員検査の実施 ・初期緊急医療体制の確保 ・在宅訪問診療の実施 ・常勤医の確保 ・検査の受注 ・診療科目の充実	・接遇研修については、「接遇対応評価測定」報告書を踏まえスタッフ会議で周知徹底を確認 ・6月から8月には住民健診、職員検査の委託を受け実施 ・医師の24時間常駐体制により緊急医療受付体制を確保 ・常勤医による在宅訪問診療を実施 ・東北メディカルメガバンク機構より1月1人医師の派遣を受け常勤医を確保 ・住民健診の血液検査を成人病予防協会から受託 ・内科外科以外に東北大学病院等に医師の派遣を依頼し、小児科、整形外科、眼科診療等科目の維持	・院内研修については、接遇研修はできませんでしたが、職員安全運転研修を2回に分けて病院独自に実施し31人の参加、医療事故防止研修会1回19人、感染対策研修会1回13人、医薬品安全使用のための研修会3回述べ22人の参加がありました。 ・医師24時間常駐体制により初期の緊急医療体制を東北大学病院等から医師の派遣をいただき確保しました。 ・住民健診や職員検査の受託、看護師等の医療スタッフの確保は、広報やハローワークで募集しても応募が無いため、改善できていません。人材の確保が喫緊の課題です。	・指標の未達成については、患者の減少のためです。 ・研修については、受講者が固定しているため、多くの職員が出席できるような時間や回数工夫しました。 ・各取組については、既に実施できています。 ・職員確保については、派遣医師が1年更新のため未だ不確定な部分が多く、薬剤師、看護師等の医療スタッフの確保は、広報やハローワークで募集しても応募が無いため、改善できていません。人材の確保が喫緊の課題です。	・接遇等院内研修を実施します。 ・住民、職員検査の実施 ・初期緊急医療体制の確保 ・常勤医の確保 ・検査の受注 ・診療科目の充実	・接遇等院内研修を実施します。 ・住民、職員検査の実施 ・初期緊急医療体制の確保 ・常勤医の確保 ・検査の受注 ・診療科目の充実	地域の初期医療として地元へ救急病院があるのは、住民にとって安心感があります。町立南郷病院の経営の健全化については、常勤医の確保に努め、外来及び在宅訪問診療並びに企業の職場健診を充実させたい。	
21	◎	下水道事業の経営健全化 (普及率及び水洗化率の向上、料金の適宜な見直し)	下水道課 /庶務係 進捗管理者 花山 智明 担当者 田村 太市	平成19、22年度に使用料の改定を行いました。 また、各種イベント会場での普及啓発活動を実施し、下水道の普及・啓発に努めました。今後、地方公営企業法適用の検討を進める必要があります。 平成23年度水洗化率 ・公共73.1% ・農集67.3%	【目的・目標】 地域の生活環境の改善に向け、水洗化を推進し、下水道事業の経営の健全化に努めます。 【指標】 水洗化率の向上 【目標値】 公共76.0% 農集73.0%	各種イベント等における啓発活動、改修資金の利子補給による水洗化を推進します。 下水道事業の健全化のため、住民負担に配慮しつつ、適正な使用料の料金体系の検討を進めながら、下水道事業の地方公営企業法適用に向けた準備を進めます。	各種イベントに参加(2回)し、下水道の普及及び啓発活動を行いました。また、側溝からの悪臭の苦情が寄せられた地域を戸別訪問し、水洗化について周知しました。 個別訪問件数 10件 使用開始(公共)146件 融資開始(公共)1件 使用開始(農集)57件 融資開始(農集)1件 地方公営企業法適用については、他の自治体の先行事例及び日本下水道協会の資料を基に、取り組むべき項目及びスケジュールについて検討を進めました。 【実績値】 公共76.3% 農集69.0%	・産業まつりで、下水道普及ブースを設置し、下水道の普及啓発に努めます。 ・戸別訪問及びボスティング活動を行います。 ・地方公営企業法適用に向けた、今後のスケジュールを明確にします。 ・移行に必要な事項の洗い出しを行います。 ・固定資産台帳等の各種台帳の整備を進めます。	・産業まつりは台風の影響により中止となったため、ブースの設置ができませんでした。 ・戸別訪問及びボスティング活動は、平成26年3月に公共下水道84件、農業集落排水46件を実施しました。 ・地方公営企業法適用に向けて、「下水道事業地方公営企業法適用化基本方針」を策定しましたが、固定資産台帳等の整備については、遅れが生じています。 使用開始(公共)150件 融資開始(公共)0件 使用開始(農集)58件 融資開始(農集)1件 【実績値】 公共77.1% 農集69.3%	水洗化率の実績 ・公共下水道(人口基礎)77.1% ・農業集落排水施設(戸数基礎)69.3% 農業集落排水施設は、目標を達成できていません。	・水洗化普及促進については、他団体の水洗化普及促進の取組事例を参考にし、美里町としての有効策を検討します。 ・地方公営企業法の適用については、他業務との兼ね合いから作業に遅れが生じましたが、課内の事務調整を行い、今後のスケジュールに影響がないような体制を構築します。	・イベント等で、下水道普及ブースを設置し、下水道の普及啓発に努めます。 ・戸別訪問及びボスティング活動を行います。 ・他団体の水洗化普及促進の取組事例の収集、未水洗化世帯の分析 ・組織体制の検討 ・固定資産台帳の整備及び資産評価 ・会計システムの検討	・田園フェスティバルでPRブースを設置しました。 ・供用開始区域内の未接続世帯に対し、接続依頼文書の交付及びアンケートを行いました。 ・類型企業の水洗化普及促進策の事例収集を行いました。 ・固定資産台帳の整備は、終了し、例規の改正(案)の作成についても完了しました。 ・組織体制については、平成27年度から下水道課を新設いたします。 ・使用料の見直しについては、その土台となる財政計画の作成に着手しました。 使用開始(公共)180件 融資開始(公共)1件 使用開始(農集)28件 融資開始(農集)1件	水洗化率の実績 ・公共下水道(人口基礎)73.8% ・農業集落排水施設(戸数基礎)71.0% ※ 平成25年度の指標までは使用者の申請に基づく人口により集計していましたが、人口の変動が適切に反映されていなかったため、平成26年度から住民基本台帳に基づく人口等に訂正したものです。 また、戸数は、住民基本台帳における住所地1地番を1戸として簡便な手法で集計しています。	・アンケートの集計結果及び類型企業の水洗化普及策を参考にし、新たな普及促進策の仕組みづくりを行います。 ・財政計画については、単式簿記ベースだけではなく、複式簿記ベースでも必要であることから、公認会計士の指導を受け、作成をします。	・イベント等で、下水道普及ブースを設置し、下水道の普及啓発に努めます。 ・戸別訪問及びボスティング活動を行います。 ・水洗化普及促進策の仕組みづくり ・条例等の整備、課及び係の体制の確立 ・会計システムの試行	・イベント等で、下水道普及ブースを設置し、下水道の普及啓発に努めます。 ・戸別訪問及びボスティング活動を行います。 ・水洗化普及促進策の実施 ・地方公営企業法の適用開始	経営の健全化に向けて、ストックマネジメントの基本項目を定め、適正な料金体系を確立するために、早期に複式簿記を導入するべきです。地方公営企業法(民間企業並みの会計基準)適用に向けた取組を進められていますが、本町が抱えている現状課題を明らかにし、水洗化率の高いほかの自治体の取組事例を参考としながら、供用開始を待つ住民のためにも水洗化の普及活動に努められたい。 なお、下水道事業の加入負担金は、住民にとって加入時の負担が大き過ぎます。普及活動を進める方法として限界もあることから、未加入状況を分析し、負担軽減を図る何らかのインセンティブの検討も必要です。
22		第三セクターの経営改善 (経営状況評価、将来性の検証、経営状況評価、将来性の検証)	産業振興課 /農業振興係 /商工振興係 進捗管理者 佐藤 淳一 担当者 今野 正祐	(有)とんたろうは、農業振興を担い、加工肉等の卸・販売、(有)ふれあい公社は、交流の森・交流館の指定管理者として、住民の余暇活動、地域住民と都市住民の交流活動を推進しています。 (有)とんたろう…8月決算(10月総会) (有)南郷ふれあい公社…3月決算(5月総会)	【目的・目標】 第3セクターの設立目的を達成するための活動を支援します。 【指標】 単年度収支の黒字化(当期純利益) 【目標値】 2社	(有)とんたろうは、黒字決算となっていますが、直販による収益性を高めるため、物産・観光イベント情報の提供により販売機会の増加等の支援を行います。 交流の森・交流館の指定管理者である(有)南郷ふれあい公社は、一般客の受入れ増加による収益の改善に向けた検討を進めます。	○(有)とんたろう ・出資額 320万円 ・ホームページの開設 ・個人顧客向け産直ギフトの取組 ・各種イベントへの出店 ○(有)南郷ふれあい公社 ・出資額 1,200万円 ・施設の修繕を実施 ・商工会、スポーツ団体等地域の団体との共催による施設利用の推進 ・インターネットや新聞広告等によるPR ・指定管理料 380万円	○(有)とんたろう ・各種イベントの情報提供 ・積極的な商品提案による仙台圏でのシェアの拡大 ・産直市場、直売ギフトの販売力の強化 ○(有)南郷ふれあい公社 ・デッキ、洗面台等施設の修繕を実施 ・スポーツ団体(GG協会)との共催による施設利用の推進 ・インターネットや新聞広告等によるPR ・指定管理料 380万円	2社ともに経常利益では黒字でしたが、(有)とんたろうは、特別損失計上のため赤字となっています。	○(有)とんたろう ・各種イベントへの出店強化 ○(有)南郷ふれあい公社 ・商工会等との共催による施設利用の推進	○(有)とんたろう ・イベント情報の提供 ・産直市場、直売ギフトの取組 ○(有)南郷ふれあい公社 ・デッキ等、施設の破損箇所等の修繕 ・広告掲載、スポーツ団体等へのPR活動等支援 ・指定管理料 431万円	目標である単年度収支の黒字化は達成でき手いしません。 ○(有)とんたろう 黒字 ○(有)南郷ふれあい公社 赤字	○(有)とんたろう ・震災以降、復興・復興従事者の利用もあり収益改善していましたが、今後は、一般又は新規利用者の獲得が必要で ・ターゲットの絞込み、平日の利用促進について継続して検討し、不足している情報発信を打聞するため支援していく必要がある。	○(有)とんたろう ・イベント情報の提供、産直ギフトの取組支援 ○(有)南郷ふれあい公社 ・施設利用推進に向けた打ち合わせ、有効な情報発信の検討	○(有)とんたろう ・イベント情報の提供、産直ギフトの取組支援 ○(有)南郷ふれあい公社 ・施設利用推進に向けた打ち合わせ、有効な情報発信の検討	○(有)とんたろう ・イベント情報の提供、産直ギフトの取組支援 ○(有)南郷ふれあい公社 ・施設利用推進に向けた打ち合わせ、有効な情報発信の検討	経営の主体性を尊重しつつも、中長期的な収益を確保できるように、経営状態の把握に努め、経営の安定化に向けた支援を検討されたい。	

※ 一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目No.」に枝番を付しています。

4. 職員の意識改革と職員管理、人材育成の強化

区分	項目No.	重点事項項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課／係／担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度				平成26年度				平成27年度	平成28年度	委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Plan【計画】 主な取組	
	23		意識改革推進プログラムの策定と実行 （事業評価、政策過程における住民参加制度導入による職員意識の向上）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 日野 剛	委員会委員の公募制、パブリックコメント手続の導入による職員意識の向上に努めました。	【目的・目標】 平成25年度上半期までに、人材育成方針を策定し、職場環境及び人事管理並びに仕事の進め方の改善、研修の充実等の各項目ごとに、具体的に取組を推進します。 【指標】 実施計画の策定 【基準値】 定性目標のためなし	平成25年度中に、実施計画を策定します。 1. 職場環境の改善 2. 人事管理 3. 仕事の進め方 4. 研修の充実	人材育成方針（案）を策定	人材育成方針に基づく、実施計画の検討及び作成	美里町人材育成基本方針を平成25年5月に作成し、職員に周知を行っている。しかしながら、具体的な実施計画については、単年度単位の計画の作成となり、中長期的な計画の策定までには至らなかった。	未達成	中期的な視点からの取組が必要です。	・中長期的な実施計画の策定、周知 ・職員アンケートの実施	計画期間を平成27年度から平成31年度までとする「美里町人材育成基本方針実施計画及び中長期職員研修計画（案）」を作成し、平成27年4月に職員に周知する予定としています。	「美里町人材育成基本方針実施計画及び中長期職員研修計画（案）」を作成したが、校正の段階であり、職員への周知までは至っていない。	職員の業務を進める上でのチェックシート等を活用し、職員の意識改革に向けた取組を進めます。	職員アンケートの実施	職員アンケートの実施	経営において「組織は人なり」と言われており、職員の意識改革、やる気が出る職場づくりは、何よりも大切でず。 職階又は年齢に応じた研修を継続して実施し、職員自らが進んで研修に参加したり、OJTを徹底し自主学習等に意欲的に取り組むことができる職場改善から、新たな組織風土の形成に至るよう、各項目の取組について具体化した実施計画を早期に策定し、多様な取組から職員意識の改革を進める必要があります。
	24		職員の倫理規程及び行動規範の策定と公表 （利害関係者との禁止事項、説明責任の徹底、要望・苦情への真摯な対応と情報共有、積極的な地域行事への参加）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 日野 剛 担当者 高橋 一夫	平成21年度に職員の倫理規程を策定しました。	【目的・目標】 職務の執行の公正さに努め、住民から疑念や不信を抱かれることなく、住民から信頼されうよう努めます。 【指標】 懲戒処分者数 【基準値】 0人	職員倫理規程の順守の徹底、苦情申出制度の導入と情報管理体制の確立を図ります。	職員への綱紀保持の周知等のほかに、平成24年5月に美里町苦情取扱規程を施行し、これまで、統一されていなかった苦情の取扱いに関し、対応方法を定めました。	・職員への綱紀保持の周知等 ・苦情申出に対する対応管理	・接遇研修を実施 ・6月から8月には住民健診、職員健診の委託を受け実施 ・医師の24時間常駐体制により緊急医療受付体制を確保 ・常勤医による在宅訪問診療430件を実施 ・東北メディカルメガバンク機構より月1人医師の派遣を受け常勤医を確保 ・住民健診の血液検査を成人病予防協会から受託・内科外科以外に東北大学病院等に医師の派遣を依頼し、小児科、整形外科、眼科診療等科目の充実 【実績値】 98.0%	懲戒処分者0人	・接遇マナーの職員研修の継続的な実施	・職員への綱紀保持の周知等 ・苦情申出に対する対応管理	職員のためのコンプライアンス・ガイドライン（法令順守に係る行動指針）を平成26年8月に策定し、職員へ周知を行いました。 また、平成27年3月に全職員を対象とした「コンプライアンス研修」を実施しております。	・平成26年8月に「美里町職員のためのコンプライアンス・ガイドライン」を作成。 ・平成27年3月にコンプライアンス研修を実施。 ・懲戒処分者0人	コンプライアンス・ガイドラインを活用した、職員研修の実施及び全庁的な啓発活動（強化月間）を実施します。	・職員への綱紀保持の周知等 ・苦情申出に対する対応管理	・職員への綱紀保持の周知等 ・苦情申出に対する対応管理	職員倫理規程について職員の理解度を高めるために、毎年度、定期的な研修機会を設け、職員の意識向上を図り、普段の業務に生かすべくです（【No.29職員研修制度の確立と計画的な実行」と関連）。 その上で、上司は、部下の勤怠管理に心がけ叱る優しさが必要であるとともに、部下が上司の間違いを指摘できる内部体制を確立する必要があります。そのような取組が、各課での日常業務遂行の際の職員意識の改革につながり、苦情対応では、大切な初期対応の向上につながります（【No.6行政相談体制の強化充実】及び【No.41住民ニーズの適正な把握と反映」と関連）。 取組を進める中で、行動理念策定の必要性も検討されたい。
	25		職員懲罰規程の改定と公表 （飲酒運転、不正関与の厳罰化等）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 日野 剛 担当者 高橋 一夫	平成21年4月に懲戒処分等に関する規程及び懲戒処分等の公表基準に関する規程を策定しました。	【目的・目標】 職員の不祥事に対しては、厳しい姿勢で臨み、住民に対する説明責任を果たし、住民に信頼される公正で透明な町政の確立を目指します。 【指標】 懲戒処分者数 【基準値】 0人	各種条例等により適切な対応を行います。	職員への綱紀保持の周知等	職員への綱紀保持の周知等	・懲戒処分者はいないため、特段の取組は実施していません。	懲戒処分者0人	・コンプライアンス（法令順守）に関連した研修の開催	コンプライアンス（法令順守）に関連した職員研修の実施	職員のためのコンプライアンス・ガイドライン（法令順守に係る行動指針）を平成26年8月に策定した。 また、平成27年3月に全職員を対象とし、「コンプライアンス研修」を実施しました。	・平成26年8月に「美里町職員のためのコンプライアンス・ガイドライン」を作成 ・平成27年3月にコンプライアンス研修を実施 ・懲戒処分者0人	コンプライアンス・ガイドラインを活用した、職員研修の実施及び全庁的な啓発活動（強化月間）を実施します。	・職員への綱紀保持の周知等 ・コンプライアンス（法令順守）に関連した職員研修の実施	・職員への綱紀保持の周知等 ・コンプライアンス（法令順守）に関連した職員研修の実施	法令順守は当たり前のことであり、その徹底と公務員としての倫理教育に努められたい（【No.24職員の倫理規程及び行動規範の策定と公表」と関連）。 なお、職員懲罰規程に該当しない場合でも、不適切な事案については、再発防止策の通知に留まることなく、類似する事案がないか、問題が潜在化していないか、組織的なリスク管理の徹底から、住民サービスの向上に努められたい。
	26	◎	実績主義による人事評価制度の導入 （努力し成果を上げた職員が認められる制度の導入、業績評価の導入と活用）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 日野 剛	人事評価に関する研修会に人事担当者が参加しましたが、具体的には、取り組めていません。	【目的・目標】 ・計画的な人材の育成 ・職員資質の向上 ・組織風土の変革 【指標】 制度導入時に設定 【目標値】 定性目標のためなし（制度導入時に設定）	人材育成方針に基づき、関連する項目を整理し、人事評価の取組を進めます。 目標管理を導入し、業務成果と人事評価の連携について検討を進めます。	人事管理の取組として、平成25年4月1日の人事異動に際して、人事異動方針を作成し、人事異動をする目的を明確にしました。	・人事評価の制度（案）の作成 ・職員へ周知	「人事評価とは何か」を職員に周知するため、平成26年3月に職員研修会を実施しました。	取り組みましたが、職員が参加する取組では、参加しやすいよう実施時期に配慮する必要があります。	スケジュールにゆとりを持って進め、職員の理解度を高める必要があります。	・部分試行（管理職・総務課内等） ・評価者（管理職等）研修	平成27年3月に「美里町職員の人事評価実施規程」（案）を作成しており、平成27年4月から、規程に基づき、評価者研修、被評価者研修を実施し、試行を行う予定としています。	人事評価実施規程（案）を作成中です。試行までは至らなかった。	制度周知を含めた研修を重ねていくこととしています。	・試行（その他職員） ・評価者（管理職等）研修 ・全職員研修	本格導入	人事評価については、民間では当たり前の取組です。取組の有効性を確保するために客観的な評価基準を設け、職員の士気及び能力向上を図るためにも導入する必要があります。 普段の業務を通じ、議論する癖を身に着け、よりよい職場づくりを意識することが大切であり、人事評価の導入を機に、意欲的に課題に取り組む組織風土の形成に努められたい。
	27		決裁権限見直しなどによる決裁時間の大幅縮減 （意思決定の迅速化）	総務課 /文書法令係 進捗管理者 小野 英樹 担当者 加藤 敏典	平成19年、平成21年、平成22年に専決事項の見直しを行うとともに、平成23年から電子決裁を導入しました。	【目的・目標】 組織的な意思決定の迅速化に努めます。 【指標】 専決事項見直し件数 【目標値】 課題精査後に設定	各課の報告・連絡・相談の徹底、ほかの行革取組項目の住民等からの施策提案に対する管理から、未決事項の把握に努めます。 また、専決事項の見直しを検討するとともに、文書の電子化の推進を図ります。	他の行革取組項目ですが、住民からの施策提案、3月議会定例会から議会で「検討」と答弁した事項について管理する取組を進めました。 また、課設置の見直しに併せて、専決事項を精査し、改正しました。	専決事項の見直しが必要か、課題の洗い出しを行います。	財務規則の改正、契約事務の整備に併せて、事務決裁規程の見直しを行いました。	契約事務に関連し、個別課題に対応することができました。	全庁的な課題の洗い出しが必要です。	・全庁的な課題の洗い出し ・専決事項の見直し	課の設置など組織の改編にあわせて、事務決裁の一部改正や附属機関委員の選任手続手順の策定等を行いました。全体的な課題把握はできませんでした。改めて各課の課題把握や全体の見直しに努めていきます。			・電子決裁の推進		住民から寄せられる苦情・要望、事務事業課題等に対する意思決定の迅速化を図るために、決裁基準の見直しに限らず、文書管理の徹底、情報の共有、決裁の電子化等について一体的に検討されたい。

4. 職員の意識改革と職員管理、人材育成の強化

区分	項目No.	重点等項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課／係／担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	平成28年度	委員会コメント			
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績		Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組
28			外部人材導入による活性化と職員の意識改革 （各種委員会、審議会等へ高度な専門知識を有する人材の活用）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 日野 剛	平成20年度から3年間、企業誘致推進専門員を配置しました。	【目的・目標】 外部人材の登用に より組織全体の活 性化及び職員の意 識改革を進めます。 【指標】 外部人材の登用者 総数 【目標値】 3人	宮城大学等、産学 連携による人材の 活用、専門員の配 置検討を進めます。 また、任期付職員 等の採用について、 検討します。	専門員の配置分野の検討 を進めました。	徴収体制の強化、徴収ノ ウハウの構築のため、外部 から徴収特別指導員1人を 配置します。	徴収対策課に、徴収特別 指導員1人を配置しまし た。	外部人材 の登用者総 数は1人で 未達成で す。	私債権 （住宅使用 料や保育料 等）も含め た徴収体制 の確立に は、専門的 な人材の確 保が必要で す。	徴収体制の強化、徴収 ノウハウの構築のため、 外部から徴収特別指導員 2人を配置します。	・徴収特別指導員を任期付短時間 職員として2人配置を行いました。 また、専門的な知識を活かし、 美里町債権管理条例の制定に大い に貢献いただきました。	外部人材登用者数2人	徴収特別指導 員については、 平成27年度も 引続き登用を 行います。 また、徴収部 門のみではな く、新たな分 野への外部人 材登用も考 慮することが 必要となっ ています。		宮城大学との連携、市町村 との人事交流、徴収特別指導 員の配置といった外部人材の 登用、被災地への職員派遣と いった取組も進められている ようです。今後も、専門分野 を中心に積極的に外部人材の 登用を推進し、組織の効率化 及び活性化並びに職員の意識 改革に努められたい。
29	◎		職員研修制度（人材育成制度）の確立と計画的な実行 （臨離別、専門、自主、職場等の研修体系の整備と受講徹底、自主学習の推奨）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 日野 剛	外部研修を主に実施してき ましたが、積極的 に人材育成に 取り組んでき ませんでした。 そこで、平成 23年度から基 本である接遇 研修を全職員 を対象に実施 しました。 しかし、通常 業務が忙しい という理由で 、研修に参加 できない職員 もいました。	【目的・目標】 職員の役割は、質 の高い仕事を 通じて、デー マに応じた、 町主催研修、 庁内実務研 修、派遣研修 を進めます。 また、自己学 習を推進する ための支援体 制づくりを進 めます。 接遇マナーの 向上の取組と しては、窓口 等の接遇の外 部評価を導入 します。 【指標】 研修受講者数 【基準値】 （平成24年度 研修受講者数 を基準値とし ました。） 320人	人材育成方針に基 づき、中期職員 研修計画を策 定し、テーマ に応じた、町 主催研修、庁 内実務研修、 派遣研修を進 めます。 また、自己学 習を推進する ための支援体 制づくりを進 めます。 接遇マナーの 向上の取組と しては、窓口 等の接遇の外 部評価を導入 します。	年次研修計画に基づき、 階層・実務等の目的に応じ て、町主催及び派遣研修を 実施しました。 【町主催（庁舎内）研修】 ・クレーム対応研修（参加者178人） ・ファシリテーター研修（24人） ・OJT研修（17人） ・政策実務研修（10人） 【庁内実務（職員講師）研修】 ・新規採用職員研修（5人） ・労務管理研修（20人） ・情報システム研修（39人） 【外部派遣研修】 ・階層別研修（19人） ・専門研修（会計学、契約事務、法令実務、課税・徴収・住基事務）（18人） 受講者総数 320人	・中期の研修計画の策定 ・臨時、非常勤職員の接遇 研修の実施 ・窓口等の接遇の外部評価 の実施 【町主催（庁舎内）研修】 ・接遇マナー向上研修（参 加者200人） ・ファシリテーター研修（20 人） ・政策実務研修（10人） 【庁内実務（職員講師）研 修】 ・新規採用職員研修（2人） ・契約実務研修（20人） ・公営企業会計研修（10人） ・債権管理研修（40人） ・情報システム研修（20人） 【外部派遣研修】 ・階層別研修（27人） ・専門研修（民法、条例・規則作 成、会計学等）（25人） ・市町村アカデミー（3人） 受講予定者総数 352人	・年次研修計画の策定 ・臨時、非常勤職員の接遇 研修の実施 ・窓口等の接遇の外部評価 の実施 【町主催（庁舎内）研修】 ・接遇マナー向上研修（155 人） ・ファシリテーター研修（10 人） ・人事評価研修（68人） 【庁内実務（職員講師）研 修】 ・新規採用職員研修（2人） ・契約実務研修（27人） ・公営企業会計研修（18人） ・債権管理研修（123人） ・情報システム研修（19人） ・メンタルヘルス研修（23 人） ・ゲートキーパー研修（82 人） 【外部派遣研修】 ・階層別研修（27人） ・専門研修（民法、条例・規則作 成、会計学等）（25人） ・市町村アカデミー（3人） 受講者総数 582人	全庁的な 研修機会を 増やしたこ とで、研修 受講者数5 82人と大 幅に増加し ました。	研修や自 己学習等 に対する意 識や自ら 学ぶ体制 の構築に は至って いないた め、能動 的な研修 等も取り 入れなが ら、職員 が講師と なる町主 催（庁舎 内）研修 の充実を 図ります。 【庁内実 務（職員 講師）研 修】 ・新規採用職員研修（5人） ・契約実務研修（20人） ・人事評価制度研修（50人） ・メンタルヘルス研修（20 人） 【庁内実 務（職員 講師）研 修】 ・新規採用職員研修（5人） ・契約実務研修（23人） ・債権管理研修（146人） ・会計実務研修（32人） ・法制執務研修（20人） ・職員安全運転研修（320 人） 【外部派遣研修】 ・階層別研修（22人） ・専門研修（6人） ※コンプライアンス研修は予定数 受講者総数 914人	・単年度の研修計画は、毎年度作 成しているが、中長期計画につ いては、平成27年3月に作成し、 平成27年4月に職員に周知予定 としている。 ・自治体法務検定団体受検 受 検者24人 ・窓口等の接遇の外部評価の実 施 【町主催（庁舎内）研修】 ・クレーム対応研修（100人） ・人事評価制度研修（50人） ・メンタルヘルス研修（23人） ・コンプライアンス研修（195 人） 【庁内実務（職員講師）研修】 ・新規採用職員研修（5人） ・契約実務研修（23人） ・債権管理研修（146人） ・会計実務研修（32人） ・法制執務研修（20人） ・職員安全運転研修（320人） 【外部派遣研修】 ・階層別研修（22人） ・専門研修（6人） ※コンプライアンス研修は予定数 受講者総数 914人	町主催研修及び庁内実 務研修の合計は、590 人程度であり、前年度 と同程度であった。今 後も継続して、研修 を進めていくことと している。	第2次定員適 正化計画の期 間が平成28 年度までとな っているた め、新たな 計画の作成 の必要も出 てきます。 また、任期 付職員や再 任用職員等 の活用につ いての検討 も進める必 要がありま す。	・中長期の 研修計画に 基づく研修 （町主催、 庁内実務、 派遣）の実 施 ・臨時、非 常勤職員等 の接遇研修 の実施 ・窓口等の 接遇の外部 評価の実施	・中長期の 研修計画に 基づく研修 （町主催、 庁内実務、 派遣）の実 施 ・臨時、非 常勤職員等 の接遇研修 の実施 ・窓口等の 接遇の外部 評価の実施	人材の育成については、 個々のスキル向上も大切 ですが、まず、担当する 業務に精通することが 住民サービスの向上に つながります。そのた め、ジョブローテーシ ョンも大切ですが、専 門性を有する職員の 育成も必要です。 職員研修については、 目指す職員像を明 らかにし、中期 研修計画を早期に 策定する必要があ ります。現在、接 遇を始めとした 研修に意欲的に 取り組まれていま すが、町主催 の庁内研修に力 を入れ、個人 のスキルアップ に留まらず、 研修成果を組織 全体に広める 取組を、より一 層、推進され たい。また、従 来の知識習得 型に偏向せず、 地域課題及び まちづくり等 の町政課題に ついて、職員 自ら議論に参 加するような 能動的研修に ついては、人 材の育成に努 められたい。
30			職員定員適正化計画の策定と公表 （所属別職員数の公表）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 日野 剛	定員適正化計画を 策定すると共に、 人件費の公表を行 ってきました。 職員数の推移 平成19年度 322人 平成23年度 281人	【目的・目標】 効率的な組織を構 築するため、最少 の経費で、最大の 効果を上げるた め、職員数の適 正な配置を目指 します。 【指標】 4月1日現在の職 員数 【目標値】 260人	広報紙及び町の ホームページで 人件費等につ いて公表する とともに、施策 展開及び行政改 革の推進と連 携し、適切な 見直しと目標 管理に努めま す。	類似団体と比較としなが ら、美里町の地域特性、職 員階層、職種等を考慮し、 職員数の適正な管理に努 めます。 平成24年4月1日現在 275人 平成24年度中の職員の 増減 ・退職（定年） 8人 ・退職（勧奨） 4人 ・自己都合退職 1人 ・新採 4人	類似団体と比較しなが ら、美里町の地域特性、職 員階層、職種等を考慮し、 職員数の適正な管理に努 めます。 平成25年4月1日現在 266人	平成25年4月1日現在 は、計画人員の269人 に対して266人とな っています。 公表については、平成 26年11月の広報 紙及び町のホーム ページで公表して います。	最終目標 数260人 に対して6 人増です が、年度計 画人員269 人は下回 りました。	正規職員 数について は、早期退 職者の増加 により年度 計画よりも 職員数が減 少している ことあり、 臨時・非 常勤職員の 増加につ ながってい ます。委託 化基本方針 と連携した 職員定員の 管理を進 める必要が あります。	類似団体と比較しなが ら、美里町の地域特性、 職員階層、職種等を考 慮し、職員数の適正な 管理に努めます。 平成26年4月1日現在 の職員数は、260人 となり、定員適正化計 画の最終目標人員と同 数となっています。 公表については、平成 26年11月の広報 紙及び町のホームペ ージで公表しています。	平成26年4月1日現在 の定員適正化計画の職 員数は、267人である が、実人員は、260人 であり、計画人員より 7人下回っている。	既に、計画最 終年の人員と なっているた め、職員数の これ以上の減 少にならない ように適正管 理に努めます。	類似団体と 比較しなが ら、美里町 の地域特性 、職員階層 、職種等を 考慮し、職 員数の適正 な管理に努 めます。	類似団体と 比較しなが ら、美里町 の地域特性 、職員階層 、職種等を 考慮し、職 員数の適正 な管理に努 めます。 なお、重点 的な施策の 推進の際に は、正規職 員の配置が 効果的であ るならば、 優先的に正 規職員を配 置する等、 戦略的な職 員配置に努 められたい。	
31			民間手法の積極的導入 （改善提案、目標管理等の導入）	総務課 /文書法令係 進捗管理者 小野 英樹 担当者 加藤 敏典	政策評価を導入し ましたが、特に、 民間手法と位置 付けた取組は行 っていません。 また、総合計画 の施策管理に目 標設定を行いま した。	【目的・目標】 すべての係が業務 目標及びスケジ ュールを明確に し、毎年度取り 組むべき項目に ついて議論する 職場環境を整 備し、職員の目 的意識の向上に 努め、職場の雰 囲気を改善した 上で、毎年度、 各課から改善 の提案を提出さ せます。 【指標】 1課（室）1提案 の実施 【目標値】 17件	総合計画の施策に ついて目標管理を 導入しました。業 務の目標管理に ついては、人事 評価の取組と併 せて検討を進め ます。事務改善 については、庁 内の内部統制の 強化から、日常 的に事務改善を 行える職場づく りに努めます。 また、下水道事 業の複式簿記の 導入について検 討を進めます。	職場での実践が一 番大切であるこ とから、各課にお いて、身近なこ とから事務改善 するよう指示し ました。 ・スプリングレ ビューを実施 し、スケジュー ル管理、係の目 標、取組項目等 について、副町 長ヒアリングを 実施します。 ・スケジュー ル管理フォー ムの統一化の検 討 ・各課職場での ミーティングの 推進 ・改善提案の実 施検討	・スプリングレ ビューを実施 し、スケジュー ル管理、係の目 標、取組項目等 について、副町 長ヒアリングを 実施しました。 ・各課のスケ ジュール管理 状況の把握に 努めました。 ・各課職場で のミーティ ングを推進 及び事務改善 の推進する よう、課長等 会議で周知 しました。	・各課のスケ ジュール管理 状況の把握 及びフォー ムの統一化 まででき ません でした。 ・事務改善 の推進につ いては、取 組の把握 及び全庁 的な取組 まででき ません でした。	組織的な 取組を推 進します。 ・スプリング レビューを 実施し、ス ケジュール 管理、目標 管理の徹 底 ・各課職場 でのミー ティング の推進 ・1課（室） 1提案の実 施 ・5S活動 の推進	・スプリング レビューの実 施 ・スケジュー ル管理、目標 管理の徹 底 ・各課職場 でのミー ティングの 推進 ・5S活動 の推進	各取組につ いて実施 し、各課の 取組を推 進しまし た。	取組が定着 するよう、 継続した 仕掛けと 仕組みづ くりが必 要です。 ・スプリ ングレ ビュー の実施 ・スケ ジュー ル管理 の徹底 ・各課 職場 でのミ ーティ ング の推 進	・スプリ ングレ ビュー の実施 ・スケ ジュー ル管理 の徹底 ・各課 職場 でのミ ーティ ング の推 進	改善提案又は各課ミー ティングの推進を取組 に掲げていますが、職 場において部下から 積極的に改善提案が なされるような職場 の雰囲気づくりに、 セクションマネー ジャーである課長 は努められたい。 なお、職場での 取組改善につな がるよう、各課 でキャッチ フレーズを掲 げ職員の意 識改善に努 められたい。		

※ 一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目No.」に枝番を付してします。

5. 住民の理解を得た協働システムの構築と推進

区分		第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課／係／担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度					平成26年度				平成27年度	平成28年度	委員会コメント
項目No.	重点等項目				目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Plan【計画】 主な取組		
32		自治基本条例の制定と運用 （まちづくりの基本となる町、議会、住民、団体等の役割の明確化）	まちづくり推進課／地域づくり推進係 進抄管理者 高橋 章一 担当者 佐野 仁	積極的に学んでいる住民や団体もありますが、具体的な取組は行っていません。	【目的・目標】 住民参画と協働による住民主体の自治の在り方等に係る基事項の明確化を図ります。 【指標】 自治基本条例制定の検討 【基準値】 定性目標のためなし	情報発信等に努めながら住民参画を推進し、条例制定の必要性について検討を進めます。	現行の法令、条例等により適正な行政運営に努めながら、自治基本条例について情報の収集を行いました。	自治基本条例の必要性についての内部検討及び積極的に学んでいる住民及び団体との意見交換を進めます。	一部の管理職による検討会を開催し、地方自治の考え方、自治基本条例の必要性等について協議を行ったほか、町内の活動団体と意見交換を6回行いました。	町内の活動団体との意見交換を通じて、住民参画、住民主体の自治のあり方等について、共通の認識を深めることができました。	庁内検討会の充実を図り、町の方針を取りまとめます。	・職員の検討会 ・住民及び団体との意見交換 ・行政参加等の現状把握（検証と分析）	町内の活動団体と意見交換を7回行い、自治基本条例の必要性等について協議を行いました。	町内の活動団体との意見交換を通じて、住民参画、住民主体の自治のあり方等について、共通の認識を深めることができました。	町内の活動団体との意見交換による自治基本条例案の整理が第3章まで進んだが、最終章の第11章まで終了していないので、基本となる条例案作成期間を定め進める必要があります。	・住民及び団体との意見交換 ・論点整理と方向性の検討を進める。	制定の可否を判断する。	自治基本条例の制定については、町の憲法と位置付けるのであれば、制定を躊躇することはなく、町民を巻き込んだ議論に発展させ、検討を進められたい。	
33		地域づくり支援制度の確立 （退職者の参加誘導、既存人材バンクの再編整備、リーダー育成、助言・指導）	まちづくり推進課／地域づくり推進係 進抄管理者 佐野 仁 担当者 堀田 修一	行政区を対象にコミュニティ、自主防災・防犯、高齢者生きがい、環境美化事業を行い、全行政区で取り組んでいます。 平成23年度は、各行政区を訪問し、地域づくりについて意見交換を行いました。 なお、人材バンク等への取組は行っていません。	【目的・目標】 地域活動の場の提供、地域活動情報の発信から、地域活動の活性化を支援します。 【指標】 地域づくり支援事業の実施率 【基準値】 100%	地域活動を推進するために、地域づくり支援事業の充実を図りながら、優秀な人材を地域が活用できるように、人材バンク登録制度の見直しを行い、地域活動の活性化を図ります。	全64行政区で地域づくり支援事業を実施、地域活動施設整備の整備を推進しました。また、地域活動の課題を把握するために、各行政区訪問（歩くまちづくり推進事業）を実施しました。	新たな行政区である駅東行政区を含めた全65行政区での地域づくり支援事業の実施を支援します。また、人材バンク登録内容を精査し、求められるニーズへの活用方法について検討を進めます。 なお、宮城大学と連携しながら各行政区の課題解決に向けた取組を推進していきます。また、引き続き、歩くまちづくり推進事業を実施します。	全65行政区で地域づくり支援事業ができるよう取組を支援しました。 優秀な地域の人材発掘（自薦、他薦）を行うため、広報紙及び町のホームページを活用し、人材バンク登録制度への呼びかけを行いました。	全65行政区で地域づくり支援事業を実施し、目標は達成しています。 人材バンクには新規に4人（家庭教育）が登録しました。	全65行政区で地域づくり支援事業を実施しました。 人材バンクには新規に4人（家庭教育）が登録し15人となったが、利用実績はありませんでした。 地域の自治意識向上を目的とした講座を開催するため、宮城大学と計画立案に取組ました。	・地域づくり支援事業の継続 ・人材バンクの整備と周知 ・歩くまちづくり推進事業の実施 ・宮城大学と連携した講座を開催	全65行政区で地域づくり支援事業を実施し、目標は達成しています。 町ホームページ、町広報紙等により、人材バンク登録制度の周知に努めました。 宮城大学と連携した大学開放講座を実施するとともに、地域力向上を目的とした講座を開催するため、宮城大学と計画の立案を進めました。	全65行政区で地域づくり支援事業を実施しました。 また、地域課題等の把握のため、まちづくり懇談会も実施しています。 ホームページ、広報紙等で人材バンク登録制度の周知に努め、11団体が新たに登録しました。 宮城大学と連携した大学開放講座は4回実施できました。	全ての行政区で地域づくり支援事業を実施しています。 人材バンクの活用が低いことから、指導者となる人材が十分に活用できないままです。 広報紙、町のホームページ等で情報の周知に努めています。	・地域づくり支援事業の継続 ・人材バンクの整備と周知 ・歩くまちづくり推進事業の実施 ・宮城大学と連携した講座を開催	地域の主体性を尊重し、地域の活性化を推進するために、地域自らが課題解決に取り組める提案型等による取組について検討されたい。また、地域活動を推進するためには、各種委員又は地域を単位としたボランティア活動等、地縁に基づく取組の再点検を行い、地域の役割の明確化を図りながら、地域の活性化を推進するための支援体制について検討されたい。		
34		定期的行政・住民懇談会の実施 （行政情報の提供、住民ニーズの把握、住民懇談会の目的の明確化と開催形態の多様化）	総務課／広報広聴係 進抄管理者 相澤 直子 担当者 齋藤 真	町主催の定期的な住民懇談会について、毎年開催してきましたが、参加者が少なく、テーマ及び開催方法について検討する必要があります。 住民懇談会の開催状況 ・平成19年度 9会場150人 ・平成20年度 9会場147人 ・平成21年度 20会場266人 ・平成22年度 9会場186人 ・平成23年度 9会場 87人	【目的・目標】 住民に、より分かりやすい形で住民懇談会の開催に努めます。 【指標】 住民懇談会の参加者数 【目標値】 200人	広聴活動を充実するために、出前型の住民懇談会を開催します。	住民懇談会については、これまで、休日・夜間の開催日を設けながら町で日程を決めて開催してきましたが、平成24年度から、地域及び団体の要望に応じた出前型で開催しました。	住民懇談会の制度を周知し、開催要望の増加につなげます。 広聴機能の強化については、「No.1行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の確立」で多様なツールの検討を進めます。	年間を通して、地域及び団体の要望に応じた住民懇談会を開催しました。 7回開催 142人（男性101人・女性41人）	出前型の住民懇談会の開催は、参加者の要望に沿った行政情報の発信、あるいは住民ニーズの把握や問題解決がより図りやすく、好評を得ています。 昨年度に比べ開催回数は増加していますが、参加者人数は下回りました。	例年、行政区長会議で制度説明を行っていますが、出前型懇談会については、より多くの住民参加を図るために、周知範囲を広げ、開催の増加につなげます。 住民懇談会時の要望及び意見に対する報告、検討を徹底します。	住民懇談会の制度を広く周知します。	住民懇談会については、広報みさとへの記事掲載や行政区長会議等での制度説明及び開催案内を行い周知を図りました。 地域の要望に応じた開催を実施し、意見及び要望に対する検討や結果については報告の徹底に努めました。	昨年度に引き続き、出前型の住民懇談会のみの実施となりました。 開催回数、参加者人数ともに昨年度に比べて減少し、目標値未達成の状況となりました。	住民懇談会の制度について、周知の徹底を図る必要があります。 団体等への開催を働きかけるなど、実施範囲の拡大に努め、より多くの住民参加を推進する必要があります。	住民懇談会の制度を広く周知します。	住民の声を聴く、分かり易い説明、情報交換及び情報の共有は大切な広聴活動であり、行政サービスに対する行政の大切なモニタリング機能です。 住民懇談会を出前型で行うなど住民参加の取組に対する試行又は改善が行われ、参加者数という点では一定の成果も得られていますが、出前型という受動的な取組だけではなく、住民の声を聴くために、能動的な取組を検討されたい。		
35		住民協働によるまちづくりシステムの構築と推進 （行政と住民、団体の話し合いによる役割分担の明確化、まちづくり推進体制の構築）	まちづくり推進課／地域づくり推進係 進抄管理者 高橋 章一 担当者 佐野 仁	平成20年度にまちづくり会議と協働による「転入者にやさしいガイドブック」を作成しましたが、その他に新たな取組は、行っていません。 平成23年度のNPO法人数 6団体	【目的・目標】 高まる行政需要に対してNPO等、多様な担い手と連携したまちづくりの推進体制を構築します。 【指標】 町内に活動拠点を置くNPO法人数 【目標値】 8団体	みさと地域活動サポートセンターを中核に位置付け、情報発信、研修、相談体制の充実を図り、住民活動を推進します。	NPO等の活動を支援するみさと地域活動サポートセンターの設立を支援しました。	みさと地域活動サポートセンターを拠点として、各種研修会の開催や相談体制の充実を図ります。	みさと地域活動サポートセンターの運営協議会に委託し、町内の公益的な活動を行う団体や個人を支援しました。	NPO法人設立を目指す団体の相談が少なく、新規の法人設立まで至りませんでした。	町の事業の取組の見直しにより、みさと地域活動サポートセンターについては、閉所しました。	・各種研修会の実施 ・相談体制の確立 ・情報の提供	NPO法人設立を目指す団体に対する研修会を実施しました。	新規のNPO法人化には至りませんでしたが、個別研修会を実施した結果、1法人化が見えています。 将来法人化する方向で検討をしています。	NPO法人化の手続及び会計処理の煩わしさから、法人化に踏み切れないケースが見られます。 県との連携によりNPO法人設立への支援が円滑にできるよう情報整理に努めています。	・各種研修会の実施 ・相談体制の確立 ・情報の提供	団体をNPO法人化することのメリット及び既存のNPOの活動状況を積極的に情報発信しながら、人材バンク登録者及び趣味サークルで活動する住民及び団体に公共性の高い活動団体については、法人化を後押しできるように具体的な支援を検討されたい。		

※ 一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目No.」に枝番を付してします。

6. 簡素で効率的な組織体制の確立

区分		第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度					平成26年度				平成27年度	平成28年度	委員会コメント
項目 No.	重点等 項目				目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Plan【計画】 主な取組		
36	◎	事務事業の委託化方針の策定 （住民サービスの向上と経費節減の両面からの検証）	総務課 /行政改革推進係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 小野 英樹	住民バスの運行及び浄水場の管理の委託、地区館及びスポーツ施設の指定管理者制度の活用を行いました。具体的な方針は策定していません。	【目的・目標】 民間でできることは民間に委ね、行政の効率化を図り職員の定員適正化計画を達成します。 【指標】 新たな委託事務事業数 【目標値】 15件	平成25年度に委託化基本方針を策定し、住民サービスの向上に関する視点を加味しつつ、実施に向けて、行政の専門分野及び現業職の職場等について、担当課と協議を進めます。	サマーレビュー（夏季政策協議）を行い、事務課題と委託可能事務のヒアリングを行うとともに、委託事務の分類整理を行いました。委託事務の要望は、多くありませんでした。	委託化基本方針の策定 ・行政の専門分野であった庁内事務の委託化の検討 ・現業職の業務の委託化の検討	・委託化基本方針の策定 ・各課の事務事業の委託化調査の実施	調査を行い委託化検討項目の把握に努めた。	組織的にいつまで検討するかを明確にし、職員数、コスト、住民サービス等の視点から計画的に取組めます。	・委託化検討項目の抽出、決定 ・次年度以降の委託化項目の選定	当初、計画段階では5つの施設について検討することとしておりましたが、委託化基本方針に基づき委託化と併せて施設管理の検討を行った結果、6つの施設について、今後、検討することとしました。また、委託の実施又は検討するためのスケジュール概要を作成しました。	計画どおりに進んでいますが、今後、具体的なスケジュールの作成、検討期限を設け施設管理手法の有効性を検証する必要があります。	委託化検討について、具体的な実施時期、検討スケジュール、進捗管理について、各課で徹底する必要があります。	・事務事業の実施手法の決定、委託準備	・事務事業の実施手法の決定、委託準備	委託化基本方針を策定していますが、職員が行うべき業務、委託可能な業務、住民サービスの向上、費用対効果を総合的に勘案し、現業部門の業務及びこれまで委託化してこなかった窓口等の定型的な業務についても、積極的に見直す必要があります。 なお、事務事業の実施手法を判断する際には、専門性が必要とされる業務等は、委託化に限定せず、積極的思考を持つ退職職員の再任用及び優秀な任期付職員の採用等幅広く検討されたい。	
37		施設管理の民営化・委託化方針の策定 （民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定）	総務課 /行政改革推進係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 小野 英樹	文化会館、地区公民館、スポーツ施設について指定管理者制度に移行しました。	【目的・目標】 民間でできることは民間に委ね、行政の効率化を図ります。 【指標】 指定管理者制度等への移行数 【目標値】 5件	委託化基本方針を策定する際に、住民サービスの向上に関する視点を加味し、検証を進めます。	関係課と方向性について担当者レベルでの協議を行い、方向性の検討を進めることとしました。	事務事業の委託化方針と併せて、施設管理の民営化方針についても策定します。 「No.36事務事業の委託化方針の策定」と一体的に進めます。	—	—	—	—	当初、計画段階では5つの施設について検討することとしておりましたが、委託化基本方針に基づき委託化と併せて施設管理の検討を行った結果、6つの施設について、今後、検討することとしました。また、委託の実施又は検討するためのスケジュール概要を作成しました。	計画どおりに進んでいますが、今後、具体的なスケジュールの作成、検討期限を設け施設管理手法の有効性を検証する必要があります。	施設の管理運営に係る委託化検討について、具体的な実施時期、検討スケジュール、進捗管理について、各課で徹底する必要があります。	検討項目の進捗管理	検討項目の進捗管理	民営化又は指定管理者制度の活用を積極的に検討されたい。検討に際しては、施設の目的に応じて幅広く意見を聴き、住民サービスの低下を招くことのないよう留意されたい。 なお、指定管理者を選定する際は、民間のノウハウを活用することによる住民サービスのレベル向上を目的として、原則として、公募により選定されたい。	
37 -(1)		施設管理の民営化・委託化方針の策定 （民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定）	子ども家庭課 /子育て支援係 進捗管理者 安部 直司 担当者 奥山 俊之	—	—	保育所運営の検討（公設民営化等）	他市町保育所での児童受け入れ支援、待機児童解消に向け、小牛田地域にある保育所の増床を行いました。これまでは、直営方式による保育所の運営を目指しておりましたが、職員数を削減する中で、保育士を増員するのは難しいことから、子ども子育て支援新制度の動向を見ながら、公設民営方式について検討することとしています。	—	—	—	—	市町村子ども・子育て支援事業計画と一体的に、今後の運営方法を検討します。	子ども・子育て会議4回開催（7月・10月・1月・3月）	保育必要量の見込と確保策の検討並びに基準条例案等の検討を中心とした会議になり、保育所の運営形態を検討することまではできませんでした。	保育所の入所申込者数は増えており、保育士が確保できないため待機している児童が存在している以上、運営形態の検討も必要ですが、保育士の確保が最優先課題となっております。公設民営化を目指すにしても、体制を整えた上での移行でなければ引受手が現れることは無いと思われるかもしれません。	老朽化した小牛田保育所分園の在り方についてのワーキンググループを編成し、その中で分園の老朽化問題の対策だけでなく、美里町の今後の保育行政の在り方全体を検討していく必要があると思われます。	—	—	
37 -(2)		施設管理の民営化・委託化方針の策定 （民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定）	子ども家庭課 /子育て支援係 進捗管理者 安部 直司 担当者 奥山 俊之	—	—	児童館運営の検討（公設民営化等）	平成26年度中に策定予定の市町村子ども・子育て支援事業計画の中で、今後の運用形態を検討することとしています。	—	—	—	—	市町村子ども・子育て支援事業計画と一体的に、今後の運営方法を検討します。	子ども・子育て会議4回開催（7月・10月・1月・3月）	保育必要量の見込と確保策の検討並びに基準条例案等の検討を中心とした会議になり、児童館の運営形態を検討することまではできませんでした。	児童館を会場に放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を行っており、全体的に登録利用児童数は増えております。このため保育所同様、指導員の確保が課題となっており、公設民営化等については十分な指導員数を確保してからでないと思われま	老朽化した小牛田保育所分園の在り方についてのワーキンググループを編成し、その中で分園の老朽化問題の対策だけでなく、美里町の今後の保育行政の在り方全体を検討していく必要があると思われます。	—	—	

6. 簡素で効率的な組織体制の確立

区分	項目No.	重点等項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課／係／担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度					平成26年度				平成27年度	平成28年度	委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】取組実績	Plan【計画】主な取組	Do【実施】取組実績	Check【検証】目標達成状況	Action【改善】課題及び改善	Plan【計画】主な取組	Do【実施】取組実績	Check【検証】目標達成状況	Action【改善】課題及び改善	Plan【計画】主な取組	Plan【計画】主な取組		
37	-(3)		施設管理の民営化・委託化方針の策定 （民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定）	子ども家庭課／子育て支援係 進捗管理者 安部 直司 担当者 奥山 俊之	-	-	児童館運営の検討（公設民営化等）	平成26年度中に策定予定の市町村子ども・子育て支援事業計画の中で、今後の運用形態を検討することとしています。					市町村子ども・子育て支援事業計画と一体的に、今後の運営方法を検討します。	子ども・子育て会議4回開催（7月・10月・1月・3月）	保育必要量の見込と確保策の検討並びに基準条例案等の検討を中心とした会議になり、子育て支援センターの運営形態を検討することまではできませんでした。	本町の子育て支援センターは小牛田保育所及び南郷児童館に併設されております。核家族が進展する中で、相談件数の増加もあり、各種事業を展開する上で、保育所及び児童館の協力は欠かせないものとなっており、公設民営化等については保育所、児童館の運営形態の変更に伴ったものにする必要があると思われます。	老朽化した小牛田保育所分園の在り方についてのワーキンググループを編成し、その中で分園の老朽化問題の対策だけでなく、美里町の今後の保育行政の在り方全体を検討していく必要があると思われる。			
		施設管理の民営化・委託化方針の策定 （民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定）	教育総務課／管理係 進捗管理者 渋谷 芳和 担当者 高橋 博喜	-	-	幼稚園運営の検討（公設民営化等）	こごた幼稚園の認定こども園の申請に取り組んでおり、運営については、検討していません。					一部委託、民営化は当面せず、子ども・子育て施策全体を考慮し検討します。	子ども子育て支援新制度への移行準備にあたりました。	平成27年度からの子ども子育て支援新制度への円滑な移行を図りました。	子ども子育て支援部局とのより緊密な連携が必要となります。	一部委託、民営化は当面せず、子ども・子育て施策全体を考慮し検討します。そのため、子ども子育て支援部局とワーキンググループ等を編成し、町全体としての幼児教育・保育の在り方を検討していく必要があります。				
37	-(5)		施設管理の民営化・委託化方針の策定 （民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定）	まちづくり推進課／生涯学習係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 小出 千恵	-	-	コミュニティ施設運営の検討（公設民営化等）	既に、指定管理者制度に移行した、社会教育施設及びスポーツ施設について、連絡会議を開催し、円滑な情報の共有に努めました。 新たな、施設の移行検討は、行っていません。					指定管理者が、適切な管理運営ができるよう定期的な協議の場を設け、地域活動の拠点としての利用促進に努めます。 施設の位置付けを再確認し、直営で運営している施設の運営方法について検討します。			指定管理者が、適切な管理運営ができるよう定期的な協議の場を設け、地域活動の拠点としての利用促進に努めます。 直営で運営している施設について指定管理者制度の導入について検討します。	指定管理者が、適切な管理運営ができるよう定期的な協議の場を設け、地域活動の拠点としての利用促進に努めます。	指定管理者が、適切な管理運営ができるよう定期的な協議の場を設け、地域活動の拠点としての利用促進に努めます。		
37	-(6)		施設管理の民営化・委託化方針の策定 （民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定）	教育総務課／社会教育係 進捗管理者 渋谷 芳和 担当者 末永 裕悦	-	-	図書館運営の検討（公設民営化等）	正規職員の司書は1人で、非常勤職員を採用し、運営しました。 民間委託の是非を検討するに当たり、現状の課題や他の自治体の取組み状況等情報の収集に努めます。					策定される委託化方針に基づき、教育委員会として図書館の運営方法を検討します。	民間委託の是非を検討するに当たり、現状の課題や他の自治体の取組み状況等情報の収集に努め、今後の図書館のあり方等の運営方針について検討しました。	運営方針については概ねまとめることができましたが、教育委員会での協議までには至りませんでした。	運営方針を早急にまとめ、新年度の早い時期の教育委員会に提案できるよう努力していきます。	教育委員会が協議を行い、近代文学館運営審議会への諮問・答申を経て、運営方針を決定します。	決定された運営方針に従って図書館運営に努めます。委託化の場合は、その準備を進めます。		
38			事務事業評価制度の充実 （目標志向、成果重視の行政の実現、自ら考え行動できる職員の育成、予算への反映）	企画財政課／政策係・財政係 進捗管理者 佐々木 義則 担当者 佐々木 さとみ	平成21年度から事務事業別予算の編成を実施しました。 また、目標志向、成果重視を図るため、総合計画に、新たに政策目標及び施策の主要目標を設定しています。	事務事業評価から施策評価へ手法を転換しており、施策目標の実現手段として事務事業を実施しています。 美里町総合計画実施計画の年度ローリング及び成果の把握を継続的に実施するとともに、施策目標の進捗管理を行います。 財政健全化計画を状況に応じて見直しを図り、予算へ反映させます。	目的・目標をより意識した事業展開を図るため、事業別予算から施策別予算への移行を図り、実施計画を作成しました。 「No.9 総合計画の進行管理の徹底」と一体的に進めます。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【No.9 総合計画の進行管理の徹底】と一体的な取組を推進された。	

6. 簡素で効率的な組織体制の確立

区分	項目No.	重点等項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課／係／担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度					平成26年度				平成27年度	平成28年度	委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】取組実績	Plan【計画】主な取組	Do【実施】取組実績	Check【検証】目標達成状況	Action【改善】課題及び改善	Plan【計画】主な取組	Do【実施】取組実績	Check【検証】目標達成状況	Action【改善】課題及び改善	Plan【計画】主な取組	Plan【計画】主な取組		
	39		不断の組織体制の見直し （限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成）	総務課／総務係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 小野 英樹	総合支所方式を見直して分庁舎方式を採用し、職員の集中と削減に努めるとともに、重点課題に取り組むために徴収対策課、防災管財課等を新たに設置しました。	【目的・目標】 機能的な組織体制を構築します。 【指標】 課設置の見直し検討数 【目標値】 5件	組織機構の見直し検討、必要に応じて事務委任及び特区の活用についても検討し、効率的な運営を図ります。	平成25年4月から生涯学習課を廃止し、既存のまちづくり推進課に再編しました。	健康福祉課について、分課の必要性について検討します。	・健康福祉課は、分課の必要性について検討し、業務範囲が広いものの関連する取組が多くあることから、見直しは行わずに、当面、既存の組織体制のままとした。 ・建設課は、課題解決に向け、自ら検討し、7つの係を3つの係に見直しました。	各課で自主的な改善検討及び提案する取組が見られました。	組織課題の把握、担当課の見直し支援に努めます。	徴収対策課について、担当課との債権管理体制を検討します。	徴収対策課について、担当課との債権管理体制を協議し、債権管理条例を制定しました。 建設課について、土木と下水道を分離し、下水道課を設置しました。 町への要望・苦情・相談の専門窓口を、平成27年4月から設置する準備を進めました。 産業振興課に新たに産業活性化戦略室を設置しました。	組織課題の解消に向けて担当課等と協議し、組織や部署の配置見直しを実施しました。	全庁的に組織課題の把握、組織及び分掌事務の見直し支援に努める必要があります。	子ども家庭課等について、子育て支援及び就学前教育の充実に向けた体制を検討します。	「不断」の組織体制の見直しを行うこととしており、組織体制の見直し結果の検証が大切です。		
	39-1		不断の組織体制の見直し （限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成）	まちづくり推進課／まちづくり推進係 進捗管理者 佐々木信幸 担当者 佐野 仁 （検討当時）	—	—	まちづくり、人づくりの視点から住民参画と生涯学習推進に向けた取組みの中で、組織体制の見直しの検討を進めます。	住民参画及び生涯学習に関する取組について、より一層、推進するために生涯学習課（スポーツ推進、文化振興、生涯学習）とまちづくり推進課（地域づくり推進、国際交流推進等）の2課を、平成25年4月から1つの課とし、施策連携の強化体制と組織の効率化を図りました。	検討完了、2課⇒1課に再編	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	39-2		不断の組織体制の見直し （限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成）	徴収対策課／徴収対策係 進捗管理者 菅井 清 担当者 門間 裕匡	—	—	公債権及び私債権の組織的な管理体制及び役割の明確化を検討します。	債権の現状分析及び課題の把握に努めました。	債権管理体制の強化のため、徴収対策課を設置していますが、下記事項について取組みながら、関係課との役割について、一体的に検討を進めます。 ・収納率向上実施計画の策定 ・実務担当者会議の開催 ・庁内研修会の実施 ・電算システムの機能検討	—	—	所管課が8課にわたるため、直接債権管理を担当する職員が不足している。少なくとも非強制徴収公債権と強制徴収公債権の取立専門の課に担当者を集め、集約的に行う体制に改正することが望ましいと思われる。 仮に、徴収対策課一箇所に集約した場合でも、債権管理を網羅できる電算システムが必要となる。	債権所管課が、主体的となり債権管理を実施してゆく執行体制について検討する。 電算の入替を視野に入れ、全体をカバーできるシステムの導入について検討する。	債権管理の要諦をなす、美里町債権管理条例が平成27年3月議会で決定されたことにより、今後の管理体制が構築された。	債権管理条例の制定により、債権所管課の対応事案と徴収対策課へ移管された事案とに明確に区別された。 日常的な債権管理は、債券所管課で行い、徴収困難事案や強制執行が必要な事案は徴収対策課で行う体制を整備した。また、債権管理に関する帳簿や情報を共有できる基準を明確に定めた。	既存の滞納管理システムがどの程度美里町債権管理条例に沿った対応が可能になるか現在検証中である。対応の内容によっては、新たな滞納管理システムの調達が必要となります。	職員のレベルアップのほかに、債権管理を行う滞納整理システムの機能評価を行い業務体制を確立します。			
	39-3		不断の組織体制の見直し （限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成）	健康福祉課／庶務係 進捗管理者 渋谷 芳和 担当者 櫻井純一郎 （検討当時）	—	—	健康づくり、各種福祉施策を推進する取組みの中で、組織体制の見直しの検討も進めます。	震災関連、債権管理等業務もあり、保健及び福祉施策の推進体制については、十分な議論は行えませんでした が、震災に関連し、改めて各種福祉施策及び保健活動について関連する取組が多くあり、既存の組織体制のまま、取組を進めました。	分掌事務範囲、関連施策等を踏まえ検討を進めます。	—	—	分掌事務範囲は広いものの、各種福祉施策及び保健活動については、関連する取組が多くあり、既存の組織体制のまま、内部統制を強化し問題解決を図りながら、取組管理を進めます。	—	—	新たな給付事務等による業務量の増加に伴う人員の確保、係間の連携が必要である。	組織体制については、平成25年度に検討しているが、新たな業務、相談業務の増加等から、さらなる分掌事務の見直し検討が必要です。	各係の連携を推進するため、事務分担の見直し、事務室内のレイアウトを変更を検討。	—		
	39-4		不断の組織体制の見直し （限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成）	建設課／庶務係 進捗管理者 花山 智明 担当者 田村 太市 （検討当時）	—	—	下水道事業の地方公営企業法適用に向けた取組みの中で、組織体制の見直しの検討も進めます。	地方公営企業法の適用について、具体的に合った段階で、一体的に組織体制を検討します。	下水道事業への地方公営企業法の全部適用又は一部適用とした場合における管理運営上の課題及びリスクの洗い出しを行います。	—	—	下水道事業について地方公営企業法の一部適用と決定したことを受け、今後、管理運営上の課題及びリスクの洗い出しを行い、組織体制について検討を進めます。	地方公営企業法の全部適用又は一部適用に伴う条例等の整備と併せて課等の組織体制について検討します。	組織体制について検討した結果、平成27年4月から下水道課を設置することとし、移行準備を進めました。	これまでの検討結果を基に、組織体制を見直しました。	新体制で下水道事業を実施します。	—	—		

6. 簡素で効率的な組織体制の確立

区分		第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度					平成26年度				平成27年度	平成28年度	委員会コメント
項目 No.	重点等 項目				目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Plan【計画】 主な取組		
39 -5		不断の組織体制の見直し （限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成）	子ども家庭課 /子育て支援係	—	—	子育て支援及び就学前教育の充実に向けた取組の中で、組織体制の見直しの検討も進めます。	子ども子育て支援新制度の動向を見極め、必要に応じて検討します。	子ども子育て支援新制度の動向を見極め、必要に応じて検討します。	子ども・子育て会議2回開催 （10月・3月）		保育士の確保が十分でなく待機児童ゼロには至っていないため、今後も保育士の確保が課題となっており、組織体制まで検討できませんでした。	美里町子ども・子育て支援事業計画の策定と一体的に検討する。	子ども・子育て会議4回開催（7月・10月・1月・3月）	子ども・子育て支援事業計画策定等委員会は、保育必要量の見込と確保策の検討並びに基準条例案等の検討を中心とした会議になり、組織機構の編成の在り方までの検討はできませんでした。	保育所、児童館（放課後児童クラブ）とも保育士。指導員の確保が最優先課題となっており、これらに十分な人員を確保できた上での組織機構の編成が必要と思われます。	老朽化した小牛田保育所分園の在り方についてのワーキンググループを編成し、その中で分園の老朽化問題の対策だけでなく、美里町の今後の保育行政の在り方全体を検討した上で、最善と思われる組織機構の編成を検討します。	美里町子ども・子育て支援事業計画に基づく事業の検討・実施		
			進捗管理者 安部 直司 担当者 櫻井 英治																

※ 一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目No.」に枝番を付してします。

7. 行政ニーズへの迅速、的確な業務運用の確立

区分	項目 No.	重点 等項目	第2次美里町 行政改革大綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度					平成25年度					平成26年度					平成27年度	平成28年度	委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
40	◎		住民ニーズの適正な把握と反映 (電子メール、郵送、直接相談、会議、懇談会、アンケートの実施等意見の一元集約、対応)	総務課 /広報広聴係 進捗管理者 直子 相澤 担当者 齋藤 真	行政主体の住民懇談会を、休日や夜間も含めて開催してきましたが、参加者は多くありませんでした。また、多様な方法で寄せられた情報の管理について組織的な管理は、行えていません。	【目的・目標】 住民から寄せられた意見等に対する組織的な対応管理から、広聴機能の強化に努めます。 【指標】 データ管理の実施 【基準値】 定性目標のためなし	施策提案、苦情申出に分類し、申出手法に関係なく情報をデータ化し、組織的に管理する仕組みを確立し、他の広聴に関連する取組項目と一体的に進めます。	提案箱の設置を機に、施策提案と苦情申出に分類し、情報の一元管理に努め、総務課に寄せられた内容については、担当課任せにせず、内容に関わらず総務課で回答することとしました。	・各課に寄せられる施策提案及び苦情申出のデータ化の推進 ・寄せられる情報の分類、必要な改善措置	住民の要望等を聴く環境整備のため、町政相談員を設置しました。 各課の対応状況の把握を行いました。	情報の一元化について、取組が遅れています。	要望や意見について、処理スキームの明確化を図り、全庁的な処理対応の統一化としてのガイドライン等を作成する必要があります。	・情報の一元化及び【No24職員の倫理規程及び行動規範の策定と公表】と連携した法令順守に関するガイドラインの策定と研修の実施 ・総括及び継続した取組の実施	住民の要望、意見等に対する対応を標準化するための「町民の声対応マニュアル」を策定しました。データは電子媒体で保存し、進捗管理及び情報の共有化を図ることとしています。 また、要望、苦情、相談等に対応する常設の窓口として「総合案内相談窓口」設置に向けた準備を進めました。 関連するNo.24及びNo.25については、法令順守のガイドラインを策定しました。	住民ニーズの適正な把握に向けた取組として、関連するNo.24及びNo.25の取組から職員の法令順守を徹底、「町民の声対応マニュアル」を策定し、要望や意見についての全庁的な処理対応の統一化及び情報管理する環境を整備し、総合案内相談窓口を設置し目標とした取組は、概ね完了します。	1 0 0ある内の1 つでも適切でなかったことで、全てのことについてもダメであると考えられ、結果、クレーム、信頼を損ねることに繋がります。そのため、組織的な対応管理を徹底する必要があります。また、情報を一元化することで広聴機能の強化につながる必要があります。	意見、要望、提案、苦情の情報化、一元管理等の継続した取組及び改善	意見、要望、提案、苦情の情報化、一元管理等の継続した取組及び改善	情報の一元化及び共有を早期に実現し、住民から信頼される行政を確立されたい。 住民から信頼される行政を確立するためには、当然のことながらコンプライアンス（法令順守）がこれまで以上に強く求められます。職員の倫理保持及び法令遵守、不当要求に対する職員の安全確保、町の公益を害する事実の早期是正、住民自治、公正かつ民主的な町政運営を確立するための条例等の整備を早期に実現されたい。 その上で、住民ニーズを把握する具体的な取組として施策提案と苦情申出は別に管理し、施策提案については、庁内の政策を検討する会議に諮り、町として意思を決定するような取扱いの明確化が必要です。その上で、寄せられた要望及び苦情については、緊急性等の区分から回答期日を設定し、迅速に対応することが必要です。住民は、少なからず役場に話せば、解決してもらえるという期待があります。苦情と捉えるのではなく、住民サービス向上のためのありがたい情報として取り扱っていただきたい。情報の一元化に際しては、先進事例を参考にしつつ、町の課題及び住民ニーズに迅速かつ適切に対応する専門の窓口の設置を強く望みます。						
41			窓口・公共施設等の住民サービスの充実 (フンストップサービス、利用者の利便性向上、業務全般のサービス充実)	町民生活課 /住民係 進捗管理者 康博 後藤 担当者 扇子 美津男	窓口で、転入転出に係る手続の一覧及び申請書類をお渡ししています。また、税等の取組項目ですが、コンビニ収納の実施、小牛田及び南郷地域での衛生、農政、教育関係窓口の補完窓口業務、職員の接遇研修に取り組みました。	【目的・目標】 わかりやすい案内、丁寧な窓口対応から、住民サービスの向上を図ります。 【指標】 窓口利用者の満足度について、「よい」と答えのあった9項目の割合の平均値の上昇 【基準値】 6 8. 3 % (平成2 5 年度数値)	総合案内、窓口の補完業務の充実、証明書の自動交付機の設置及びコンビニ交付の実施検討の他に、多様な納付方法の検討、職員の接遇の向上等の他の取組項目と連携し、住民サービスの充実を図ります。	・窓口事務の職員マニュアルの作成 ・補完業務の内容精査 ・来庁者窓口利用アンケート調査の実施	・来庁者窓口利用アンケート調査を実施しました。 ・マニュアル作成については、平成2 6 年度への継続調整となりました。 ・補完業務については、衛生、農政、教育関係窓口の補完業務を行いました。	・来庁者窓口利用アンケート調査を実施しました。 ・マニュアル作成については、平成2 6 年度への継続調整となりました。 ・補完業務については、衛生、農政、教育関係窓口の補完業務を行いました。	・アンケート調査結果は住民への接遇等の状況は良好という評価でした。 ・マニュアルについては、平成2 6 年度完成を目途とします。	・窓口及び補完業務の内容の充実 ・コンビニ交付、自動交付機の設置検討 ・来庁者窓口利用アンケート調査の実施	・アンケート調査、接遇対応評価測定調査結果を踏まえ、住民サービスの向上に努めました。補完業務については、現行の他課他業務を実施しました。 ・コンビニ交付等の係で作成が完了していません。 ・補完業務については、衛生、農政、教育関係の窓口業務を行いました。作成が終わった業務については、マニュアルを運用しています。 ・コンビニ交付等の実施については、結論まで至っていません。	・アンケート調査結果の取りまとめと評価を行います。 ・コンビニ交付等については、個人番号カードの発行状況等から平成2 8 年度中の対応に向けて検討します。	・社会保障・税番号制度運用関係への対応 ・来庁者窓口利用アンケート調査の実施 ・コンビニ交付等の検討 ・一部完成していない業務マニュアルの作成等	・社会保障・税番号制度運用関係への対応 ・来庁者窓口利用アンケート調査の実施	手続の方法を選択できるサービスの充実も大切ですが、業務の主担当者が不在の場合における職員の対応能力の向上に向け、業務マニュアル等の精度向上を図られたい。また、全庁的な接遇等の研修を実施しておりますが、実施予定の来庁者窓口利用アンケート結果から、住民サービス向上に努められたい。								
42	-1		電子自治体の推進 (施設予約の導入の検討、電子申請の推進)	まちづくり推進課 /スポーツ推進係 進捗管理者 卓昭 菊地 担当者 澤村 拓也	十分な検討を行えないまま、指定管理者の管理に移行しています。	【目的・目標】 スポーツ施設の利便性の向上のため、施設予約システムの導入について検討を進めます。 【指標】 施設予約システムの導入の検討 【基準値】 定性目標のためなし	スポーツ施設管理は、平成2 4 年度に指定管理者に移行しています。契約が満了する平成2 6 年度までに指定管理者と協議を進め、施設予約システムの導入の可否を判断します。	スポーツ施設は、指定管理者制度に移行したばかりであり、円滑な運営のために定期的な打ち合わせを実施しました。	スポーツ施設を管理運営する上で施設予約システムの課題、利用者の利便性向上の両方の視点から整理するとともに、他の自治体の取組事例の情報を収集し、指定管理者と協議を進めます。	スポーツ施設の指定管理者と情報を共有し、システムを導入することによるメリット・デメリット等を協議しました。	指定管理者との協議は行っているところですが、先進地視察は視察予定地の都合により実施できませんでした。	先進地の視察を行い、運用課題及び利便性向上等について、状況を把握し、導入の検討を進めます。	先進地の視察を行い、スポーツ施設の利用管理について指定管理者と検討し導入に向けた可否を判断します。	指定管理者と先進地視察を行い、運用課題等について協議を行いました。	先進地研修の結果を踏まえ、課内で検討したところ、導入可能と判断しました。 施設予約システムを導入した場合、どのスポーツ施設が住民の利便性向上につながるのか、調整する必要があります。	対象施設を明確にし、費用対効果を検討し、早急に取組を進めます。	施設予約システムの導入の可否を判断し、導入する場合、平成2 8 年度稼働に向けて取組を進めます。	導入を可とした場合、システムの運用を開始します。	施設の利用（空き）状況、予約問合せ数、施設の利用推進を図られたい。						
42	-2		電子自治体の推進 (施設予約の導入の検討、電子申請の推進)	総務課 /情報システム係 進捗管理者 小野 英樹 担当者 加藤 敏典	平成2 2 年7 月に、宮城県及び県内の市町村と共同で一部の手続について電子申請システムを導入しましたが、その後普及した多様なメディアに十分な対応ができていないのが課題となっています。 電子申請件数 平成22年度 70件 平成23年度 30件	【目的・目標】 個人情報を取扱うツールとして安全であること、いつでも、どこからでも申請可能であることから、電子申請の利用の推進に努めます。 【指標】 年間の電子申請件数 【目標値】 1 0 0 件	職員向けシステム研修を実施し、利用可能な手続数を増加させるとともに、住民への利用の周知を行います。	手続の電子化に向けて、職員向けシステム研修を庁内で実施（1 0 人参加）、新たに、脳検診の申込み手続の電子申請を開始しました。 利用実績 9 0 件	・広報紙での手続周知 ・庁内システム研修の実施	・システム研修の実施（1 9 人参加） 利用実績 6 0 件	目標は達成していません。 行政手続に関する取扱い、本人確認等の利用手続に煩雑さがあることから、簡易な申込み等について利用可能な手続を増やすために、担当課のシステム研修を実施していますが、新たな手続の電子化にはつながりませんでした。	2 4 時間、いつでも利用できるメリットはあることから、利用者の視点に立ち、電子化が有効と思われる手続数の増加に努めます。	庁内システム研修の実施	システム研修会は番号法施行に向けた取組のため、システム更新までに実施できませんでした。 みやぎ電子申請については、平成2 7 年2 月から新システムに変更となり、スマートフォンでの動作環境は改善しています。	目標は、達成できませんでした。 簡易な事業の申込み等について、新たに実施することができませんでした。 スマートフォン対応機能の改善を機に、住民が利用しやすい手続の利用推進を行いながら、個人番号カードの交付状況を確認する必要があります。	職員のシステム理解を深める職員研修は必要です。 また、個人番号カード利用を機に、住民ニーズが高まることから、手続担当課において、住民ニーズにあった申請方法を積極的に検討する必要があります。	新システムの職員操作研修の実施	・システムの職員操作研修の実施 ・電子申請手続可能項目の検討	スマートフォンの普及、情報技術の発達により情報ツールも多様化しています。個人情報の保護に配慮しつつ、住民の利便性向上につながる手続方法について検討されたい。						

※ 一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目No.」に枝番を付しています。